

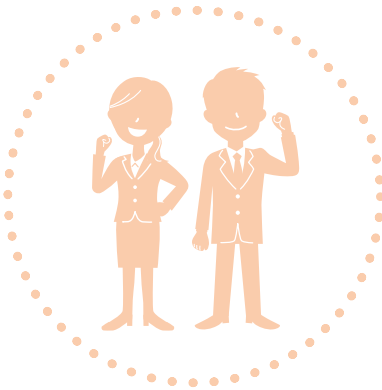


津島市

男女共同 参画プラン

2030

(改訂版)



令和8年3月
津島市



ごあいさつ

一人ひとりがお互いに人権を尊重し、多様性を認めあい、性別に関わりなくその個性と能力を発揮することができる社会の形成は、活力ある地域社会を築くために大変重要です。



津島市では、平成14年に「津島市男女共同参画プラン」を策定以来、社会環境の変化と新たな課題に対応するため、5年ごとに見直しを行いながら、男女共同参画社会の実現を目指した様々な取組を進めてまいりました。

このたび、社会情勢や意識の変化を踏まえた、新たな課題に対応した男女共同参画の推進に向け、令和6年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、「津島市困難女性支援推進計画」を新たにプランへ位置づけること等を行い、「津島市男女共同参画プラン2030（改訂版）」を策定いたしました。

本プランでは、「あらゆる分野への男女共同参画が促進され、一人ひとりが自分らしく活躍できるまち」を基本理念に掲げております。

今後、本プランに基づき、性別にとらわれることなく、すべての人が、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、市民の皆様と一緒に取り組んでまいります。

令和8年3月

津島市長 日 比 一 昭

目次

| | |
|-------------------------------------------|----|
| 第1章 はじめに | 1 |
| 1 計画改訂の目的 | 1 |
| 2 中間見直しの基本的な考え方 | 2 |
| 3 計画の位置付け | 2 |
| 4 計画の策定体制 | 3 |
| 5 SDGsについて | 4 |
| 6 計画策定の社会的背景 | 5 |
| (1) 世界の動き | 5 |
| (2) 国の動き | 7 |
| (3) 愛知県の動き | 11 |
| (4) 津島市のこれまでの取組 | 12 |
| 第2章 津島市の男女共同参画の状況 | 14 |
| 1 統計資料等からみる男女共同参画の状況 | 14 |
| (1) 人口・出生数の状況 | 14 |
| (2) 育児・介護の状況 | 15 |
| (3) 女性の就業状況 | 16 |
| (4) 配偶者からの暴力等の状況 | 17 |
| 2 津島市男女共同参画参画プラン 2030 の進捗状況 | 18 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 18 |
| 1 計画の基本理念 | 19 |
| 2 計画の基本的視点 | 19 |
| 3 計画の体系 | 20 |
| 第4章 施策の展開 | 21 |
| 基本目標Ⅰ 一人ひとりがお互いを認め合おう | 21 |
| 基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる働く場にしよう | 27 |
| 基本目標Ⅲ 安心して暮らせる社会をつくろう | 34 |
| 基本目標Ⅳ 人権が尊重された社会をつくろう | 41 |
| 第5章 計画の推進 | 44 |
| 1 計画の推進体制 | 44 |
| 2 数値目標 | 45 |
| 資料編 | 46 |
| 男女共同参画をめぐる主な動き | 46 |
| 男女共同参画社会基本法 | 53 |
| 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 | 57 |
| 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 | 68 |
| 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 | 76 |
| 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 | 76 |
| 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 | 83 |

| | |
|-----------------------------|----|
| 津島市人権が尊重されるまちづくり条例 | 85 |
| 津島市男女共同参画プラン推進協議会設置要綱 | 87 |
| 津島市男女共同参画プラン推進協議会名簿 | 88 |
| 津島市人権施策推進本部設置要綱 | 89 |
| 策定経過 | 91 |

第1章 はじめに

1 計画改訂の目的

わが国は、人口減少時代に突入し、少子高齢化や核家族化が一層進行し、地方都市の衰退や消滅が危惧されるなど、社会環境が大きく変化しつつあります。こうした社会環境の変化の中、男女共同参画は、国における重要な課題となっており、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め、性別に関わりなくその個性と能力を発揮することがより重要となっています。

わが国においては、平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されるとともに、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV¹防止法」）」、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」）」、令和6年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「女性支援法」）」が施行され、それぞれの施策に関して基本的な方針を定めています。

本市はこれらの法律において、施策実施に関する計画の策定が地方公共団体の努力義務として定められていることを受け、平成14年に初めて「津島市男女共同参画プラン」を策定しました。

令和3年3月に策定した「津島市男女共同参画プラン2030」は、令和12年度までの10年間を計画期間としており、令和7年度は策定から5年を経過し、中間年度となります。

令和6年度に実施した市民意識調査の結果及び計画の進捗状況や社会情勢の変化、男女共同参画を取り巻く環境などを考慮し、見直しを行います。

また、「女性支援法」が施行されたことから、「津島市男女共同参画プラン2030」に反映し、一部改訂することとしました。なお、中間見直しにあたり、津島市男女共同参画プラン推進協議会での審議を行い、新たな課題に対応するべく施策の見直しを図り、令和8年度からは「津島市男女共同参画プラン2030（改訂版）（以下、「本プラン」という。）」として計画の一層の推進を図ります。

【図表1 計画期間】

| 計画/年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|-------|------------------|----|----|----|-------|----|----|-----|-----|-----|
| 国 | 第5次男女共同参画基本計画 | | | | | | | | | |
| 愛知県 | あいち男女共同参画プラン2025 | | | | | | | | | |
| 津島市 | 第5次津島市総合計画 | | | | | | | | | |
| | 津島市男女共同参画プラン2030 | | | | | | | | | |
| | | | | | 中間見直し | | | | | |

1 DV：ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）のこと。日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

2 中間見直しの基本的な考え方

今回の見直しは、10年間を計画期間とする「津島市男女共同参画プラン 2030」の中間見直しであるため、基本理念や基本的視点はそのままに、新たな施策や変更が必要な箇所のみを見直します。

3 計画の位置付け

(1) 法令の根拠

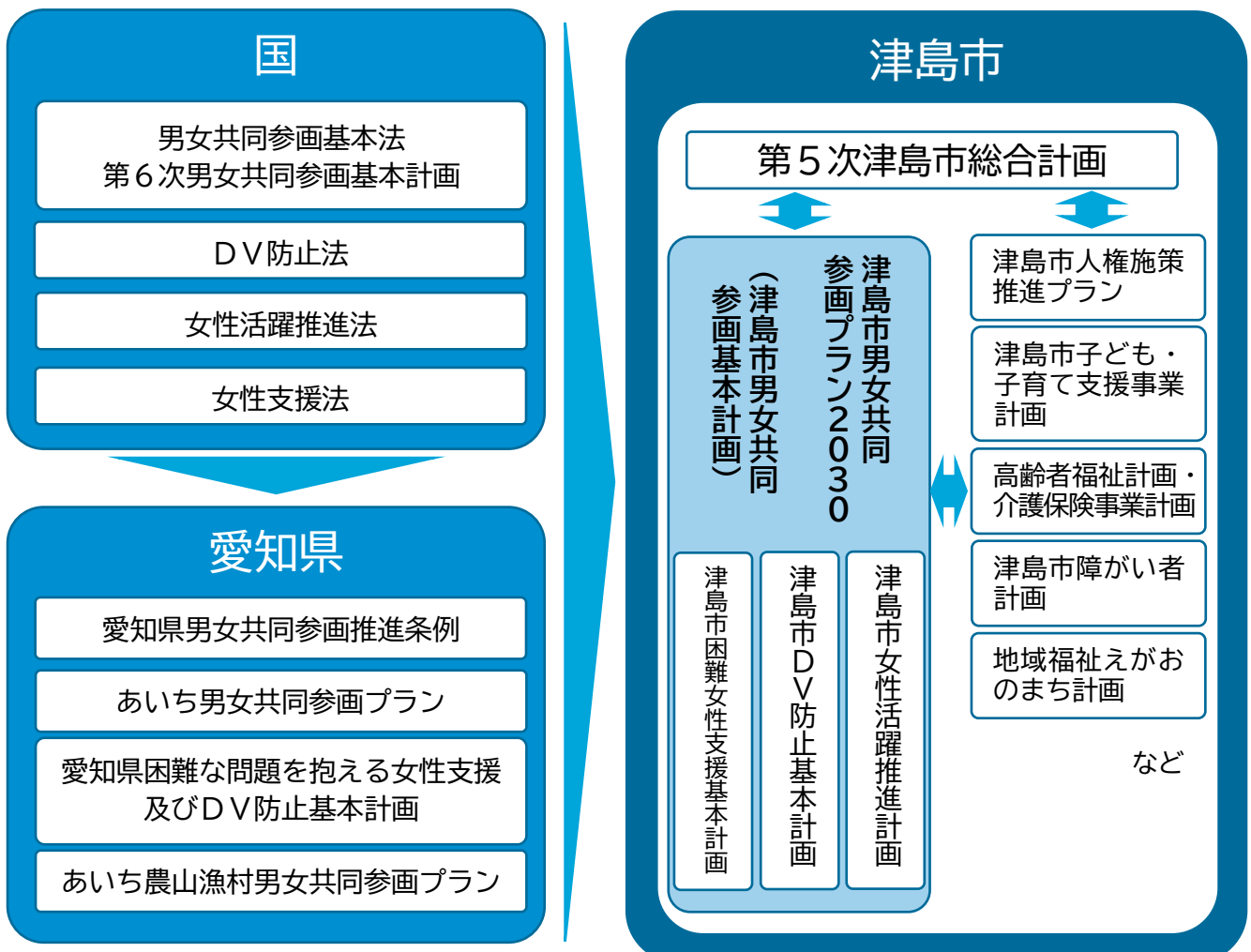
本プランは、国の「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として位置付けるものです。

また、基本目標Ⅱに関する部分を「女性活躍推進法」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」として位置付けるとともに、基本目標Ⅳに関する部分を「DV防止法」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」及び「女性支援法」第8条3項に規定する「市町村基本計画」として位置付けます。

(2) 関連計画との関係

本プランは、「津島市総合計画」を上位計画とし、その方針に沿って策定するものであり、「津島市人権施策推進プラン」等の本市の関連計画及び国、愛知県の計画との整合性を図るものとします。

【図表2 計画関係図】



4 計画の策定体制

本プランの策定にあたっては、以下の体制と方法で策定を行いました。

(1) 津島市男女共同参画プラン推進協議会

本プランの策定にあたり、幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、市民団体・機関代表者、市内企業・事業所代表者、一般公募者等から構成される「津島市男女共同参画プラン推進協議会」を設置し、プランの内容等について審議を行いました。

(2) 津島市人権施策推進本部及び幹事会

本プランの策定にあたり、人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るための機関であり、市長、副市長を始め庁内の関係職員で構成される「津島市人権施策推進本部」及び「津島市人権施策推進本部幹事会」においてプランの内容等について審議を行いました。

(3) アンケート調査の実施

本プランの策定にあたり、市民の人権に関する意識や実態を把握し、効果的な施策の推進を図るための基礎資料を得ることを目的とし、「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

【図表3 人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要】

| 人権・男女共同参画に関する市民意識調査 | |
|---------------------|------------------------------|
| 調査対象者 | 津島市内に居住する18歳以上の市民から無作為抽出 |
| 調査票配布数 | 2,000人 |
| 調査期間 | 令和6年7月3日～7月31日 |
| 調査方法 | 郵送配布、郵送回収及びインターネットによるオンライン回答 |
| 回収数 | 836人 |
| 回収率 | 41.8% |

(4) パブリックコメントの実施

本プランの案を公表し、広く市民の意見を集め、計画への反映に努めました。

【図表4 パブリックコメントの概要】

| | |
|------|-------------------------------------------|
| 募集周知 | 市公式ホームページ、市政のひろば（10月号）に掲載 |
| 募集方法 | 郵送、ファックス、電子メール、投函箱（市役所、神守支所、神島田連絡所）で意見を募集 |
| 募集期間 | 令和7年10月15日～10月30日 |
| 結果 | 意見なし |

5 SDGsについて

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で記載された 2030 年 (令和 12 年) までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

SDGs は 17 の目標・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを基本理念として掲げており、国と国の間、国の中、男女間など、あらゆる格差と不平等を解消して行くことを根本理念とし、前文においてすべての人々の人権を実現し、ジェンダー²平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指すとされています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、わが国においても積極的に取組を進めています。

本プランに基づいて男女共同参画を推進することにより、SDGs の達成を目指します。

【図表5 SDGsについて】



2 ジェンダー：生まれ持った性別（セックス）とは別に、社会や文化が作り出した性別に関する考え方、役割、行動、属性などを指す。

6 計画策定の社会的背景

(1) 世界の動き

国際連合が定めた「国際婦人年」以降、世界各地において女性問題をめぐって活発な議論が行われてきました。近年においてもUN Womenの設立やSDGsの採択など、ジェンダー平等に向けて世界規模の取組が行われています。

○国連婦人の地位委員会の設置

昭和21年、国連経済社会理事会の機能委員会のひとつとして「国連婦人の地位委員会」が設置されました。現在は45の委員国によって構成され、日本は昭和33年よりほぼ継続して委員国を務めています。

平成24年の第56回委員会では、東日本大震災を受け日本が初めて委員会に提出した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント³」決議案が採択されました。

○国際婦人年の提唱

昭和50年、国際連合は女性の地位向上を目指して「国際婦人年」を提唱しました。さらに昭和51年から昭和60年までを「国連婦人の10年」として定め、「平等・開発・平和」のスローガンの下、女性を取り巻く諸問題の解決や男女平等の実現に向けて、国際的規模での第一歩が踏み出されました。

最終年となる昭和60年には10年間の成果の検討と評価を行うとともに、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択し、各国でのさらなる女性の地位向上に向け、継続して取り組んでいくことが決定されました。

○世界女性会議の開催

国際婦人年（昭和50年）、世界初となる国連「世界女性会議」がメキシコシティで開催され、女性の地位向上のための行動を促す「世界行動計画」が採択されました。同年、日本では総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年には「国内行動計画」が策定されました。

以降、第2回を昭和55年にコペンハーゲン、第3回を昭和60年にナイロビ、第4回を平成7年に北京で開催しました。平成12年には、ニューヨークにおいて国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「行動綱領」の完全実施に向けた「政治宣言」と「北京宣言⁴及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

令和7年は、第4回世界女性会議で「北京宣言・行動綱領」が採択されてから30周年（「北京+30」）となっています。

3 エンパワーメント：個人や集団が力を付けて自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようにしていくこと。

4 北京宣言：平成7年に開催された第4回世界女性会議において、ジェンダー平等をめざす取り組みの指針となる「北京宣言」及び「行動綱領」が採択された。「北京宣言」では、「平等、開発及び平和のための行動」をスローガンしている。また、「行動綱領」では、女性の人権に関する最も包括的で高い水準の国際文書であり、女性のエンパワーメントに関するアジェンダとして12の重大問題領域（貧困、教育と訓練、健康、女性に対する暴力、人権、メディア、環境、女兒など）が設定されている。

○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下、女子差別撤廃条約)の採択

昭和 54 年の国連総会において、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした「女子差別撤廃条約」が採択され、昭和 56 年に発効、日本は昭和 60 年に批准しました。この条約の実施に関する進捗状況を検討するために「女子に対する差別の撤廃に関する委員会（女子差別撤廃委員会）」が昭和 57 年に設置されました。

○UN Women の設立

平成 23 年、4 つの国連組織が統合し新たな国連組織として UN Women (United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women) が活動を開始しました。

生活のあらゆる場面で女性の平等な参加を後押しし、女性のリーダーシップと参画、女性に対する暴力の廃絶、平和・安全保障のあらゆる局面での女性の関与、女性の経済的エンパワーメント、国家の開発計画と予算へのジェンダー平等の反映、といった 5 つの活動領域に優先的な取組を行っています。

○持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs) の採択

平成 27 年 9 月、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の持続可能な開発目標の一つとして、「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられました。採択後初めてのサミットとなった平成 28 年の「G7⁵伊勢志摩サミット」では、女性の活躍推進が強く発信され、「女性の能力開花のための G7 行動指針：持続可能、包摂的、並びに、公平な成長及び平和のために」が採択されました。

5 G7：「Group of Seven (グループ・オブ・セブン)」の略で、主要 7 国首脳会議、先進 7 国首脳会議、サミットともいう。世界の 7 大経済大国である日本、アメリカ、カナダ、フランス、イギリス、ドイツ、イタリアがメンバーとなっており、それぞれの首脳および EU の大統領と委員長が年に 1 度集まり、国際的な政治的・経済的課題について議論する会合を実施している。

(2) 国の動き

日本では、「国連婦人の10年」が終わる昭和60年に女子差別撤廃条約を批准し、翌年より「男女雇用機会均等法」を施行するなど、世界の動きにあわせ様々な法整備を行ってきました。

近年では、困難な問題を抱える女性への支援や、性の多様性が尊重される社会を実現するための取組が進められています。

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）の施行

昭和61年、男女の均等な機会及び待遇の確保と女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置の推進を目的として「男女雇用機会均等法」が施行されました。

平成19年には、差別禁止規定の強化などが盛り込まれた改正法施行。近年の改正では、平成29年より妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設され、令和2年にはセクシュアル・ハラスメント⁶やマタニティ・ハラスメント⁷の防止対策の強化が定められています。

○男女共同参画社会基本法の施行、男女共同参画基本計画の策定

平成6年、内閣に「男女共同参画推進本部」が設置され、平成8年には男女共同参画社会⁸の形成に向け「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。さらに、平成11年に男女共同参画社会の実現を促進するための法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が施行。翌平成12年には「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国の社会にとっての最重要課題であることが位置付けられました。

基本計画は以降、平成17年に「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定。平成22年には「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、その第8分野にはじめて「障害があること、日本で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、部落差別（同和問題）⁹等に加え、女性であることからくる複合的に困難な状況に置かれている場合がある。」と課題が明示されました。

その後、平成27年に「第4次男女共同参画基本計画」、令和2年に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定されました。

また、令和8年には「第6次男女共同参画基本計画」が策定され、あらゆる分野における意思決定への女性の参画拡大、女性特有の健康課題への対応、テクノロジーの進展を踏まえた男女共同参画の推進、性犯罪・性暴力、DV等への対応の充実、女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり等の取組に加え、婚姻により氏を変更した人が不便さや不利益を感じることをないよう、旧氏の単記も可能とする法制化を含めた基盤整備の検討に関する内容が新たに盛り込まれました。

6 セクシュアル・ハラスメント：継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のこと。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。

7 マタニティ・ハラスメント：働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産などを理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いのこと。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントとともに、働く女性を悩ませる3大ハラスメントのひとつとされる。

8 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。（男女共同参画社会基本法第2条1項より）

9 部落差別（同和問題）：日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、わが国固有の重大な人権問題。

○DV防止法の施行

平成13年、配偶者やパートナーからの暴力の防止や被害者の保護救済を目的とした「DV防止法」が施行されました。以降、保護対象の拡大等、改正を重ねています。

平成20年に施行された改正法では、保護命令制度の拡充や市町村基本計画策定の努力義務等が盛り込まれました。令和2年4月より施行された改正法では、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、児童相談所が関係機関として法文上明確にされ、配偶者暴力相談支援センターとの相互連携が定められました。

令和6年4月施行の改正法では、保護命令対象に「精神的暴力」が追加され、保護命令制度が拡充されたほか、国及び地方公共団体の責務としての「被害者の保護」に被害者の自立支援が明記され、また、国の基本方針や都道府県計画において、国、都道府県、地方公共団体、民間の団体との連携や協力について定めることとされました。

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章の策定

平成19年、国、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス¹⁰）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、官民一体となって仕事と生活の調和実現に向けた取組が進められることとなりました。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）の改正

平成4年に施行された「育児休業等に関する法律（育児休業法）」は、平成7年に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」に改正され、以降改正を重ねています。

平成22年施行の改正法では、子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働（残業）の免除の義務化、子の看護休暇制度の拡充、介護のための短期の休暇制度の創設が主な内容となっています。平成29年施行の改正法では、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大や、育児・介護休業制度等の周知、育児目的の休暇制度を設ける努力義務が創設されました。令和3年施行の改正法では、子の看護休暇、介護休暇を時間単位で取得できるようになりました。

令和7年施行の改正法では、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充（子の看護休暇の拡大やテレワークの努力義務化等）、育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策¹¹の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等が盛り込まれました。

10 ワーク・ライフ・バランス：労働者の仕事と生活全般の調和を支援するという考え方で、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であることを指す。

11 次世代育成支援対策の推進・強化を図る「次世代育成支援対策推進法」について、令和6年の法改正により、有効期限が令和17年まで延長されています。

○女性活躍推進法の施行

平成 27 年、女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性活躍推進法」が施行され、事業主の行動計画策定が義務付けられました。

令和元年5月には同法が一部改正され、行動計画の策定義務の対象拡大、女性活躍に関する情報公表の強化、優良企業の認定制度としてより水準の高い特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設について定められました。

令和7年施行の改正法では、情報公表項目に「男女の賃金の差異」を追加するとともに、常時雇用する労働者が301人以上の事業主を対象として、当該項目の公表が義務付けられることとなりました。

○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の施行

平成 30 年、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。国会及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すこと等を基本原則とし、政党その他の政治団体の努力等を定めています。

○働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）の施行

平成 30 年7月より「働き方改革関連法」が順次施行され、長時間労働の上限規制、有給休暇取得の一部義務化等が始まり、企業のワーク・ライフ・バランスを推進しています。

○短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）の施行

令和2年4月、パートタイム労働者の福祉の増進を図ることを目的とした「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」（平成5年施行）に有期雇用労働者を法対象に含んだ「パートタイム・有期雇用労働法」が施行され、通常の労働者との均等待遇の確保を推進することを目指しています。

○性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の施行

令和5年6月、性的指向¹²及びジェンダーアイデンティティ¹³の多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養（かんよう）し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

○女性支援法の施行

令和6年4月、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、女性の人権が尊重され、また、女性が安心・自立して暮らせる社会の実現を目指すことを目的とした「女性支援法」が施行されました。

女性支援事業の実施にあたっては、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添い、切れ目のない包括的な支援を行うこととされています。

12 性的指向：恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向を指す。（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第2条より）

13 ジェンダーアイデンティティ：自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識を指す。（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第2条より）

(3) 愛知県の動き

愛知県では、国の動きにあわせ「男女共同参画基本計画」や「DV防止基本計画」、「困難な問題を抱える女性支援基本計画」を策定し、施策推進に取り組んできました。

○男女共同参画基本計画の策定

愛知県では、女性の地位向上と福祉の増進を目指し、平成元年に「あいち女性プラン」、平成9年に「あいち男女共同参画2000年プラン」が策定されました。平成13年には、「男女共同参画社会基本法（平成11年施行）」に基づき、愛知県の男女共同参画に関する初めての法定計画として「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定、翌平成14年には「愛知県男女共同参画推進条例」が施行され、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策を展開してきました。

その後、基本計画は平成18年に改定され、新たに取り組むべき施策や数値目標の拡大、女性のチャレンジ支援事業など、男女共同参画社会の実現に向けて取組が推進されました。平成23年には「あいち男女共同参画プラン2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」が策定されました。

平成28年3月に策定された「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」では、国の動きと合わせて、重点目標に「あらゆる分野における女性の活躍の促進」を掲げ、男性中心型労働慣行¹⁴の見直しやワーク・ライフ・バランスを推進することとしているほか、具体的な取組の方向として初めて性的少数者への理解促進について言及しています。

令和3年3月に策定された「あいち男女共同参画プラン2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」では、主要産業であるモノづくり産業を始め、様々な分野での女性の活躍促進を図るため、「女性の活躍」を重点目標の冒頭に柱立てし、これまで以上に積極的に推進することが示されているほか、防災分野における男女共同参画の視点がますます重要となっていることから、「男女共同参画の視点からの防災の取組」が基本的施策として明確に位置付けられました。

○愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画の策定

「DV防止法」に基づき、平成17年に「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定され、以降5年ごとに改定され、DV施策が推進されてきました。

令和4年に制定された「女性支援法」を踏まえ、DV被害のほか、ストーカー被害、性的な被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況、経済的困窮、国籍や出自、疾病や障がいの有無、性自認など、様々な困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」と一体的な計画として、令和6年3月に「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画」が策定されました。

¹⁴ 男性中心型労働慣行：勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間労働や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行をいう。

(4) 津島市のこれまでの取組

本市では、総合計画の重要な柱の一つとして男女共同参画を位置付けるとともに、「男女共同参画プラン」および「人権施策推進プラン」を策定し、施策を推進してきました。

○津島市総合計画の策定

平成 13 年に策定した「津島市第 3 次総合計画」において「男女共同参画」を市政の重要な柱として位置付けました。

令和 3 年に策定した「津島市第 5 次総合計画」では、「教育・文化・人権」の分野において、男女共同参画社会の推進を掲げ、男女共同参画プランの推進、DV 防止対策、施策・方針決定過程への女性の参画推進、ワーク・ライフ・バランスの推進を行うこととしています。

○津島市男女共同参画プランの策定

平成 14 年に「津島市男女共同参画プラン」を策定、平成 15 年にプランの進捗状況などを点検・評価するため市民・団体・事業者等から構成される「津島市男女共同参画プラン推進協議会」を設置しました。以降、平成 19 年、平成 23 年にプランの見直しを行い、平成 28 年に改訂した「津島市男女共同参画プラン（改訂版）」では、基本目標の一つとして「男女間のあらゆる暴力を根絶しよう」が掲げられ、津島市 DV 防止基本計画を兼ねる計画として策定しました。

その後、令和 3 年に「津島市男女共同参画プラン 2030」を、津島市女性活躍推進計画及び津島市 DV 防止基本計画と一体的な計画として策定しました。中間年である令和 7 年には、「女性支援法」に基づく「津島市困難女性支援推進計画」を兼ねた計画として、本プランである「津島市男女共同参画プラン 2030（改訂版）」を策定しました。

○津島市人権施策推進プランの策定

平成 12 年、人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため「津島市人権施策推進本部」を設置しました。平成 16 年に「人権施策推進プラン」を策定、平成 23 年にプランの見直しを行いました。平成 28 年に改訂した「津島市人権施策推進プラン（改訂版）」においては、重要課題の一つとして「女性」を掲げ、男女平等意識の高揚、女性に対する暴力の根絶、女性の参画促進、男女が働きやすい環境づくり、人権侵害に対する相談・支援体制の充実を施策の方向として位置付けました。

令和 3 年には「津島市人権施策推進プラン 2030」を策定し、中間年である令和 7 年には、分野別課題の一つとして新たに「性の多様性」を位置付けた「津島市人権施策推進プラン 2030（改訂版）」を策定しました。

○津島市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の策定

「女性活躍推進法」に基づき、平成 28 年に「津島市特定事業主行動計画」を策定し、女性職員の評価・登用および仕事と家庭の両立について、行政職の管理的地位にある職員に占める女性割合や育児休業を取得する男性職員の割合等の数値目標を定めています。

○市民意識調査の実施

本計画や津島市人権施策推進プランの策定にあたり、市民の男女共同参画および人権に関する意識や実態を把握し、効果的な施策の推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 17 年）、「津島市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 21 年、平成 26 年、令和元年、令和 6 年）を実施しました。

【図表 5 男女共同参画に関する津島市の動向（抜粋）】

| 年 | 内容 |
|---------|-------------------------------------------|
| 平成 12 年 | 「津島市人権施策推進本部」設置 |
| 平成 13 年 | 「津島市第 3 次総合計画」において「男女共同参画」を市政の重要な柱として位置付け |
| 平成 14 年 | 「津島市男女共同参画プラン」策定 |
| 平成 15 年 | 「津島市男女共同参画プラン推進協議会」設置 |
| 平成 19 年 | 「津島市男女共同参画プラン」中間見直し |
| 平成 23 年 | 「津島市男女共同参画プラン」策定 |
| 平成 28 年 | 「津島市男女共同参画プラン（改訂版）」策定 |
| 令和 3 年 | 「津島市男女共同参画プラン 2030」策定 |
| 令和 8 年 | 「津島市男女共同参画プラン 2030（改訂版）」策定 |

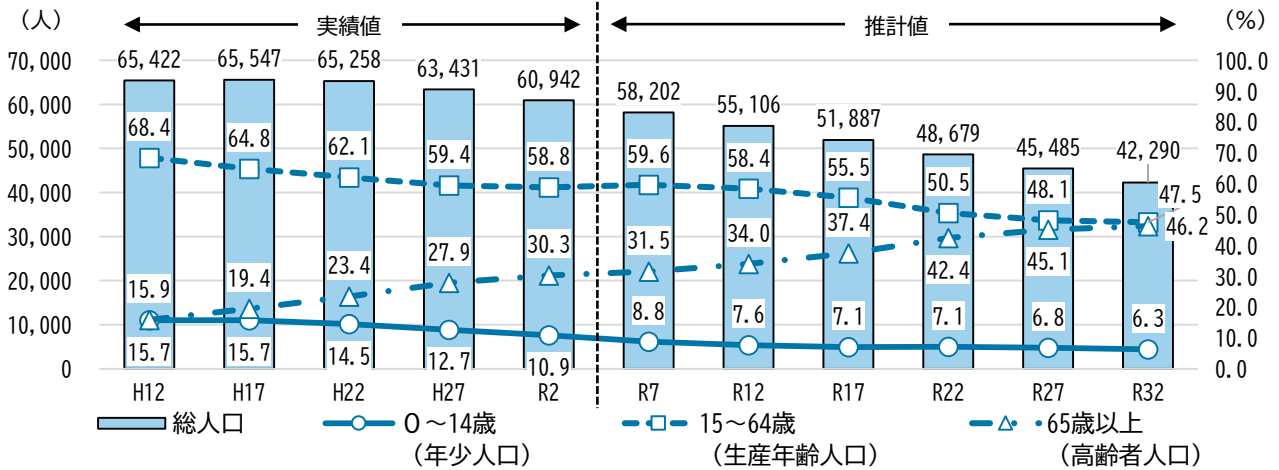
第2章 津島市の男女共同参画の状況

1 統計資料等からみる男女共同参画の状況

(1) 人口・出生数の状況

令和2年の国勢調査によると、本市の総人口は60,942人となっています。今後の人口推計を含めて経年的にみると、本市の人口は平成17年をピークに減少しており、令和32年には、生産年齢人口割合（15～64歳）と高齢者割合（65歳以上）がほぼ同じ割合になることが見込まれます。

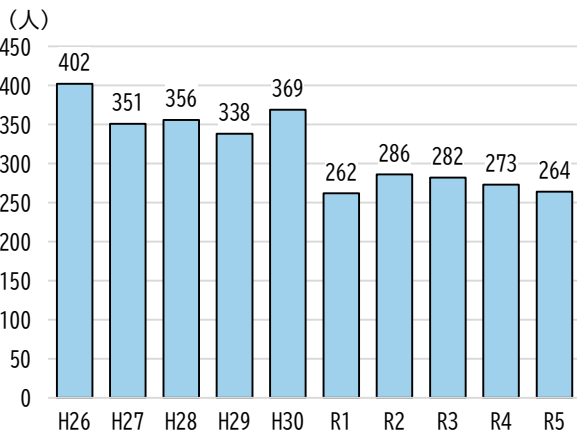
【図表6 人口・年齢3区分別人口の推移・推計】



資料：国勢調査（H12～R2）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5（2023）年推計」（R7以降）

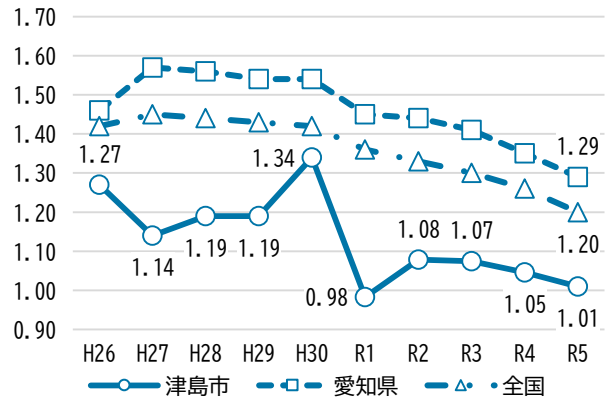
本市の出生数は、令和5年は264人です。平成26年から経年比較すると減少傾向にあり、10年間を比較すると138人減少しています。また、一人の女性が一生の間に産むこどもの数を示す合計特殊出生率¹⁵は、令和5年は1.01となっており、愛知県や全国と比較すると低い値となっています。

【図表7 出生数の推移・推計】



資料：人口動態調査

【図表8 合計特殊出生率の推移、比較】



資料：人口動態調査、愛知県衛生年報、愛知県の人口動態統計

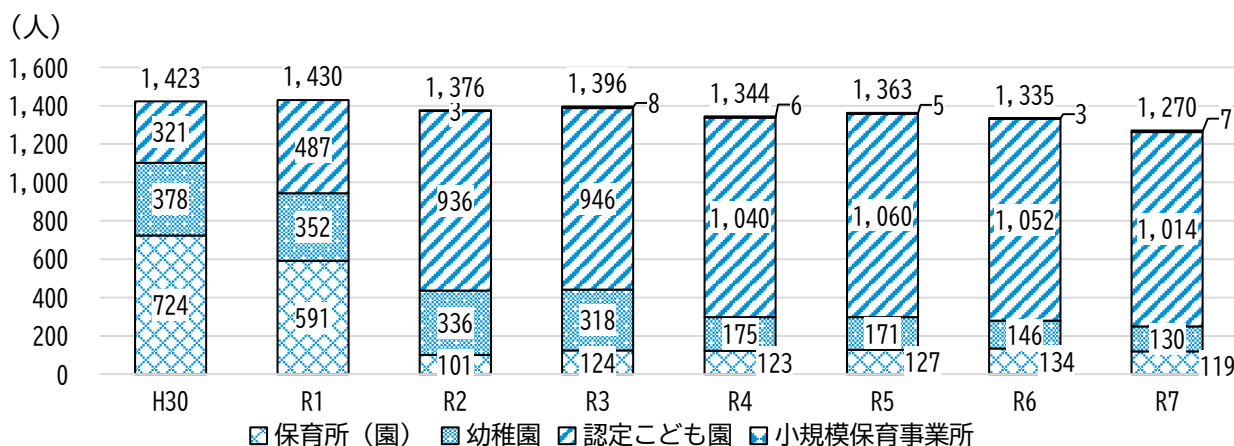
15 合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に産むこどもの数のこと。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で算出する。

(2) 育児・介護の状況

本市の幼稚園、保育園等の園児数は、令和7年は合計1,270人であり、平成30年以降おおむね減少傾向となっています。平成29年より、教育・保育を一体的に行う認定こども園が整備され、令和7年時点で11の認定こども園が開設しています。

介護保険における要支援、要介護認定者数は、令和4年度で3,092人であり、平成26年度からの推移は増加傾向となっています。介護サービスの受給者数は令和4年度で30,499人であり、近年では増加傾向にあります。特に居宅介護サービスに関しては令和元年度以降、20,000人以上の利用があります。

【図表9-1 園児数の推移】



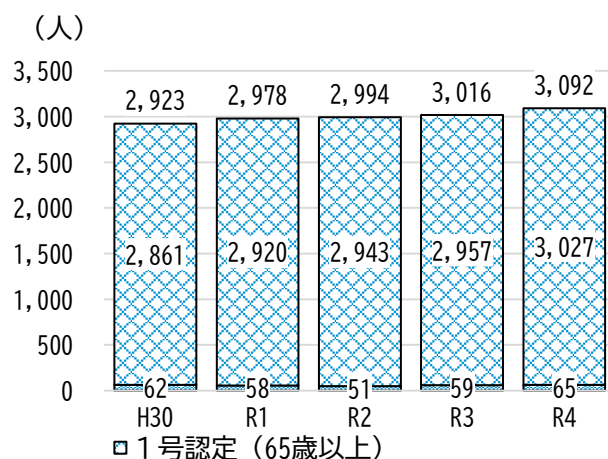
資料：津島市幼児保育課（各年5月1日現在）

【図表9-2 園数の推移】

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|------------------------|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 保育所(園) | 9 | 8 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 幼稚園 ^{※1} | 5 | 5 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 認定こども園 | 3 | 4 | 10 | 10 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 小規模保育事業所 ^{※2} | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

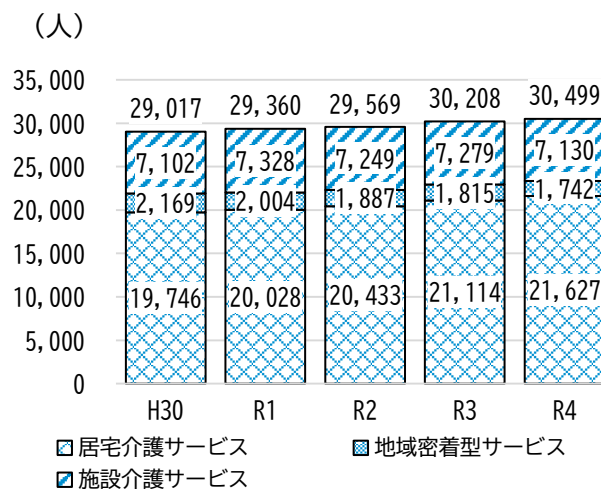
※1：平成23年より休園中の幼稚園を含む ※2：少人数の児童を対象に保育を行う施設
資料：津島市幼児保育課

【図表10-1 要支援・要介護認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告（年報）

【図表10-2 介護サービス受給者数】



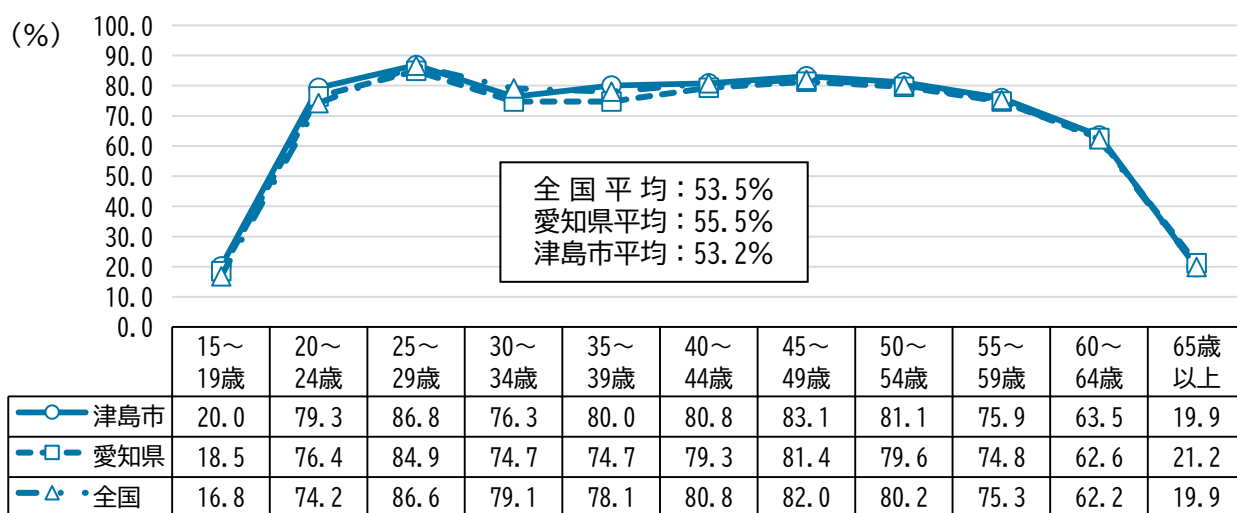
資料：介護保険事業状況報告（年報）

(3) 女性の就業状況

本市における女性の労働力率の平均は令和2年で53.2%と、全国平均並みの数値であり、国が女性活躍の状況をはかる目安として定めている50%を上回っています。

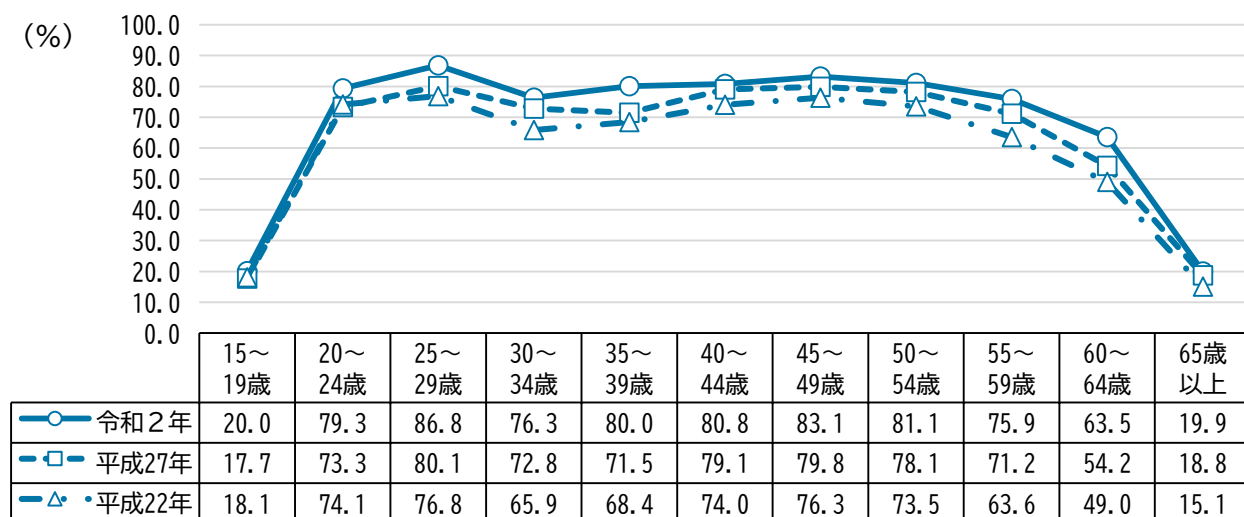
年齢階級別にみると、20歳代後半から30歳代にかけて低下し、年齢が上がるにつれて再び上昇し、50歳代以降減少するいわゆるM字カーブ¹⁶を描いています。経年比較すると、M字カーブの谷は徐々に浅くなっています。平成27年と比較して特に労働力率が上がった年齢では、60歳代前半で9.3ポイント、30歳代後半で8.5ポイント、20歳代後半が6.7ポイント上昇しており、子育て期や定年前後の働く女性が増えてきていることが分かります。

【図表 11-1 女性の年齢別労働力率の比較】



資料：国勢調査（令和2年）

【図表 11-2 女性の年齢別労働力率の推移】



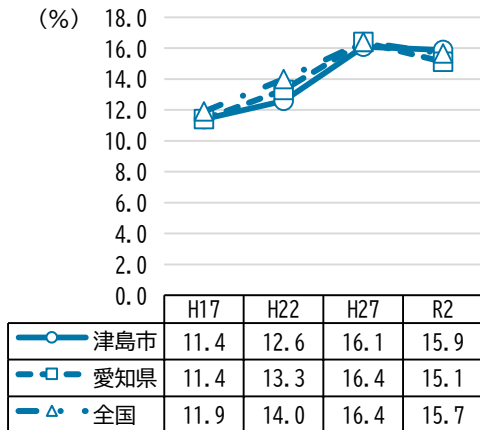
資料：国勢調査（令和2年）

16 M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためであり、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

女性の管理的職業への従事者割合は令和2年で15.9%であり、国が女性活躍の状況をはかる目安として定めている15%を越える数値となっているものの、平成27年と比べて全国、愛知県と同様に低下しています。

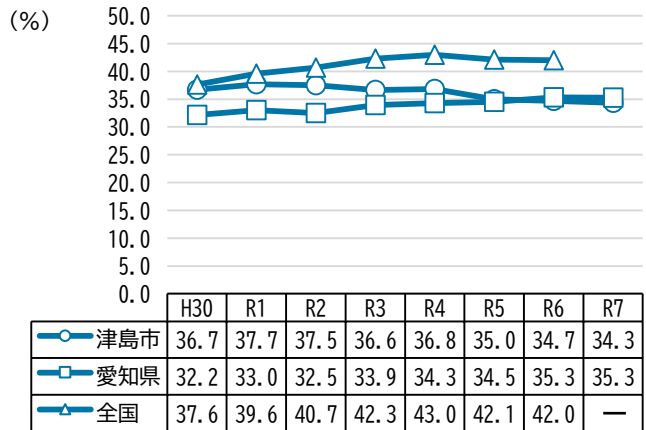
また、本市の審議会等委員への女性登用率は、令和7年度は34.3%です。令和元年以降は横ばいの状態です。

【図表 12 女性の管理的職業従事者割合¹⁷⁾】



資料：国勢調査

【図表 13 審議会への女性の登用率の推移¹⁸⁾】

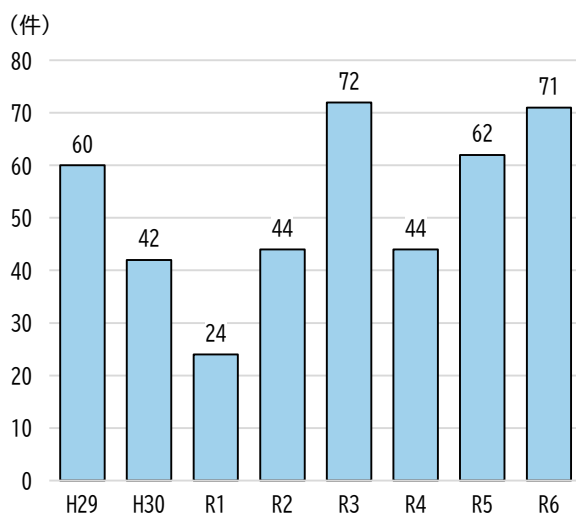


資料：津島市、愛知県男女共同参画推進課
内閣府男女共同参画局

(4) 配偶者からの暴力等の状況

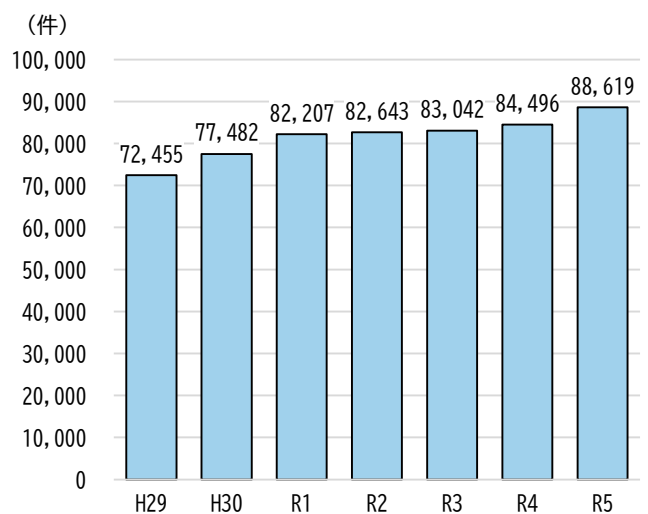
本市における配偶者からの暴力等の相談件数は令和6年度で71件であり、近年は増加傾向にあります。全国的には配偶者からの暴力事案等の認知件数は増加しており、令和5年度では88,619件となっています。

【図表 14-1 DV相談件数 (津島市)】



資料：津島市人権推進課

【図表 14-2 DV等相談件数 (全国)】



資料：警察庁

17 女性の管理的職業従事者割合：ここでは、管理的職業従事者数のうち、女性が占める割合のことを指す。

18 国の令和7年度分の審議会女性登用率について、本計画策定時点では未公表となっている。

2 津島市男女共同参画参画プラン 2030 の進捗状況

男女共同参画の計画を実効性のあるものとするためには、実施した施策の成果や達成状況を数値により示すことが重要です。

「津島市男女共同参画参画プラン 2030」では、男女共同参画社会の実現に向け、特に課題となっている事項について、目標となる数値を設定しています。

本プラン策定時の進捗状況は以下の通りです。

【図表 15 津島市男女共同参画プラン 2030 の進捗状況】

評価…○：達成、△：未達ではあるが改善、×：後退

| 基本目標 | 項目 | R2年度 | R6年度 | R7年度 | | R12年度 |
|------------------------|------------------------------------------------------|-------|-------|------|------|-------|
| | | 実績値 | 実績値 | 目標値 | 中間評価 | 目標値 |
| I 一人ひとりがお互いを認め合おう | 社会全体で男女が平等になっていると思う割合を増やす（市民意識調査） | 13.6% | 14.3% | 22% | △ | 30% |
| II 誰もが活躍できる働く場にしよう | 夫婦が協力して同じ程度、育児、こどもの世話をしている割合を増やす（市民意識調査） | 37.6% | 42.8% | 43% | △ | 50% |
| | 職場で男女の地位は「平等」になっていると思う割合を増やす（市民意識調査） | 13.9% | 18.4% | 15% | ○ | 20% |
| | 幼保連携型認定こども園数を増やす | 10園 | 11園 | 12園 | △ | 15園 |
| | 市男性職員の育児休業取得率を増やす | 5.3% | 29.6% | 10% | ○ | 13%* |
| III 安心して暮らせる社会をつくろう | 女性のいない審議会等の数をなくす | 4 | 4 | 0 | × | 0 |
| | 審議会等における女性委員の割合を増やす | 37.5% | 34.7% | 40% | × | 40%* |
| | 地域で男女が平等になっていると思う割合を増やす（市民意識調査） | 40.5% | 35.3% | 45% | × | 50% |
| | 津島市国民健康保険加入者の特定健康診査受診率の割合を増やす | 39.6% | 47.4% | 49% | △ | 54% |
| IV 男女間のあらゆる暴力を根絶しよう | 「DV防止法」には被害者を発見した時は通報する義務があることを知っている人の割合を増やす（市民意識調査） | 33.2% | 25.2% | 37% | × | 40% |
| | DVについて相談できる窓口があることを知っている人の割合を増やす（市民意識調査） | 56.7% | 44.1% | 60% | × | 65% |

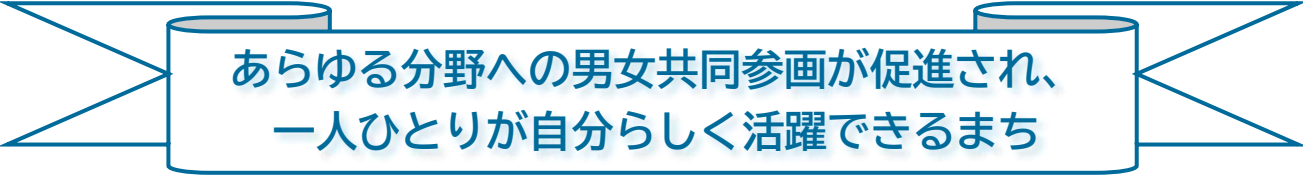
※今回の中間見直しに伴い、目標値とともに50%に変更しています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

このプランの目標は、人権尊重の考え方に基づき、男女一人ひとりが社会の対等な構成員としてあらゆる分野にともに参画し、個性と能力を十分に発揮して自分らしくいきいきと活躍できる「男女共同参画社会」を実現することです。

本プランにおいても、引き続き「津島市男女共同参画プラン 2030」の基本理念である「あらゆる分野への男女共同参画が促進され、一人ひとりが自分らしく活躍できるまち」の下で、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。



あらゆる分野への男女共同参画が促進され、
一人ひとりが自分らしく活躍できるまち

2 計画の基本的視点

社会情勢の変化や国の動向などを踏まえて、このプランの推進にあたっては、以下の基本的視点を位置付けます。

(1) ジェンダー平等の実現

労働市場における賃金格差や女性への暴力など、女性の受ける差別や暴力は世界的な問題であり、ジェンダー平等の実現は世界的な課題の一つです。すべての人が平等に暮らせる社会を目指し、男女間のさまざまな不平等や女性への差別、暴力の解決に向け計画を推進します。

(2) エンパワーメントの促進

女性が政治的、経済的、社会的及び文化的に力を付け、自分らしく、自らの意思であらゆる社会生活の分野で積極的に参画することで、社会的能力を一層高めて活躍できるようになります。女性のエンパワーメントの促進に向け、支援体制の強化を図ります。

(3) パートナーシップ¹⁹の構築

男女共同参画社会の形成のためには、女性、男性のみならず、市民と行政・企業・NPOなど、すべての人々や団体が対等なパートナーとして尊重し合い、連携・協力していく環境づくりを進めます。

19 パートナーシップ：2人以上の人が対等な立場で能力を発揮し合うこと。

3 計画の体系

本計画の基本理念の実現に向けて、基本目標と施策の方向性を以下の通り体系づけます。

【図表 16 計画の体系図】

| 基本理念 | 基本目標 | 基本施策・施策の方向性 |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あらゆる分野への男女共同参画が促進され、一人ひとりが自分らしく活躍できるまち | 基本目標Ⅰ 一人ひとりがお互いを認め合おう | 1 人権の尊重と男女共同参画の理解促進 (1)人権を尊重する意識の醸成 (2)男女共同参画意識の醸成 2 男女平等教育の推進 (3)こどもに対する男女平等教育の推進 (4)保護者、教職員等に対する男女平等教育の推進 |
| | 基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる働く場にしよう | 3 雇用機会と待遇の均等確保 (5)人材育成・再就職の支援 (6)働きやすい職場環境の整備 4 ワーク・ライフ・バランスと女性活躍の推進 (7)子育て支援・介護サービスの充実 (8)男女がともに家庭生活に関われる環境の整備 (9)政策・方針決定過程における女性の参画促進 |
| | 基本目標Ⅲ 安心して暮らせる社会をつくろう | 5 地域活動における男女共同参画の推進 (10)地域活動への参画促進 (11)男女共同参画の視点からの災害対応の推進 6 生涯を通じた健康づくり・生きがいづくり (12)生涯を通じたところとからだの健康の保持増進 (13)妊娠期から子育て期までの支援 (14)生涯学習等の活動促進 7 すべての人が安心して暮らすための環境整備 (15)すべての人が安心して暮らせるまちづくり (16)さまざまな困難を抱える人への支援の充実 ※ (16) は津島市困難女性支援推進計画の内容を含む |
| | 基本目標Ⅳ 人権が尊重された社会をつくろう 津島市DV防止基本計画 津島市困難女性支援推進計画 | 8 あらゆる暴力の根絶と人権が尊重される社会の形成 (17)あらゆる暴力の根絶 (18)困難な問題を抱える女性への支援の充実 |

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 一人ひとりがお互いを認め合おう

《現状と課題》

私たちは、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていく権利を持っています。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった、性別による固定的な役割分担意識²⁰やアンコンシャス・バイアス²¹は依然として根強く残っており、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。

本市においても市民意識調査結果によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、どちらかといえばも含む「反対」の割合が半数以上となっているものの、3割程度は「賛成」と回答しています。また、男女の平等観については、「学校教育の場」においては男女平等観が高く保たれている一方、「職場」、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、そして「社会全体」における男女平等観は依然として「男性優遇」の割合が高くなっています。

本市では、津島市人権施策推進本部を設置し人権および男女共同参画に関する施策を推進するとともに、広報紙や講座等による男女共同参画に向けた意識づくりや、性別に捉われず一人ひとりを尊重する学校教育の推進を行ってきましたが、市民意識調査の結果からは、市民の意識に男女共同参画の視点が十分には浸透していないことが考えられます。

男女共同参画社会の実現のためには、男女がお互いを尊重し、価値観や違いを認め合うとともに、自らの意思に基づき、社会のあらゆる分野でともに責任を担いながら、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが重要です。

そのため、男女双方に向けて男女共同参画や人権、多様性に対する理解促進や意識改革を図るための広報・啓発活動を推進するとともに、次代を担う子どもや若者に対し、人権尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性についての学習機会の充実を図るとともに、一人ひとりの個性・能力を高める教育を行うことにより、男女共同参画社会の基盤づくりを引き続き進めます。

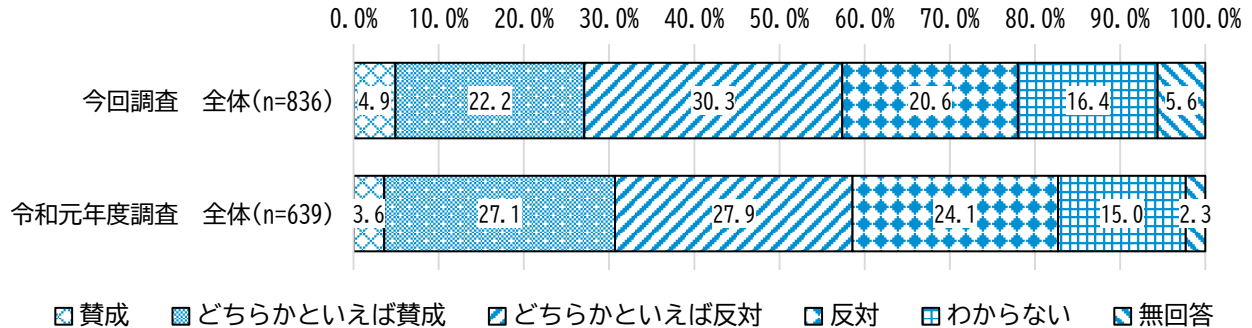
20 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることができることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。

21 アンコンシャス・バイアス：日本語で「無意識の思い込みや偏見」と訳される自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれる。

【図表 17 性別役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方）】

性別役割分担意識を図る指標として、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についての賛否の割合を見ると、全体ではどちらかといえばも含む「反対」（50.9%）は「賛成」（27.1%）を上回っています。

また、令和元年度調査と比較して、どちらかといえばも含む「賛成」「反対」の割合は大きく変化していません。



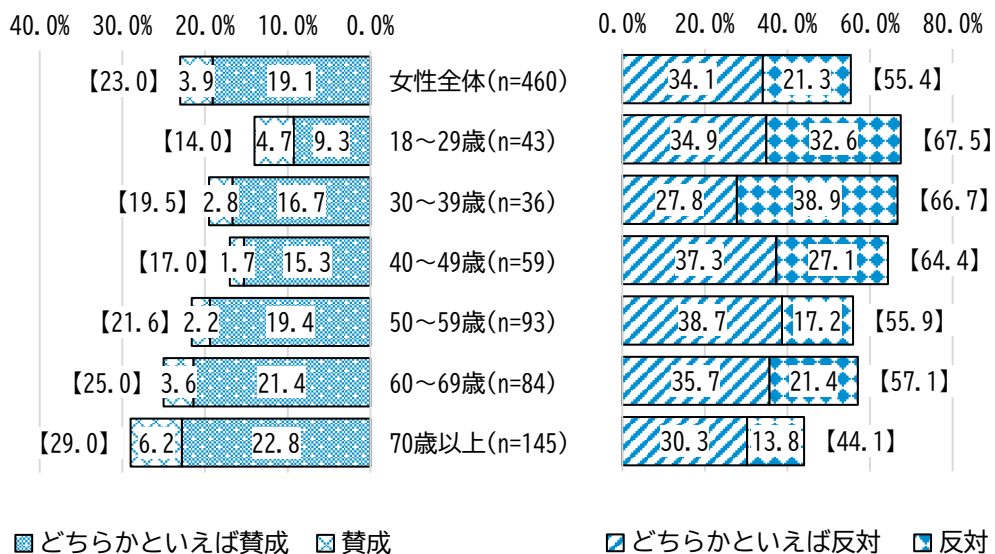
資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 18 男女別・年齢別の性別役割分担意識】

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、どちらかといえばも含む「賛成」の割合を性別にみると、男性（33.6%）の方が女性（23.0%）より10.6ポイント高く、男女の意識の差が大きくなっています。

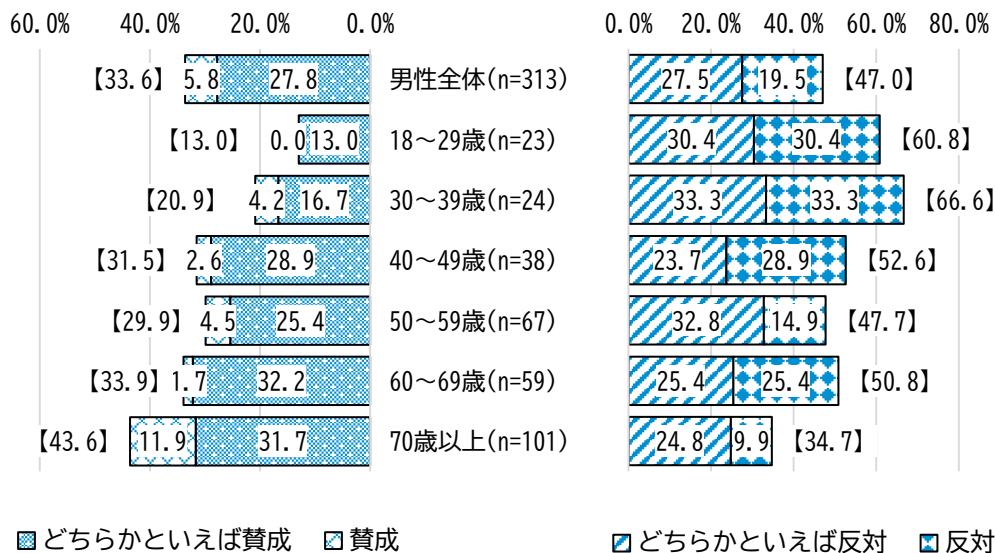
また、どちらかといえばも含む「賛成」「反対」の割合を年齢階級別にみると、多くの年齢階級において「反対」が「賛成」を上回っていますが、男性の70歳代以上においては「賛成」が「反対」を上回っており、性別役割分担意識が根付いていることが分かります。

◆女性・年齢別（【 】は合計数値）



資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

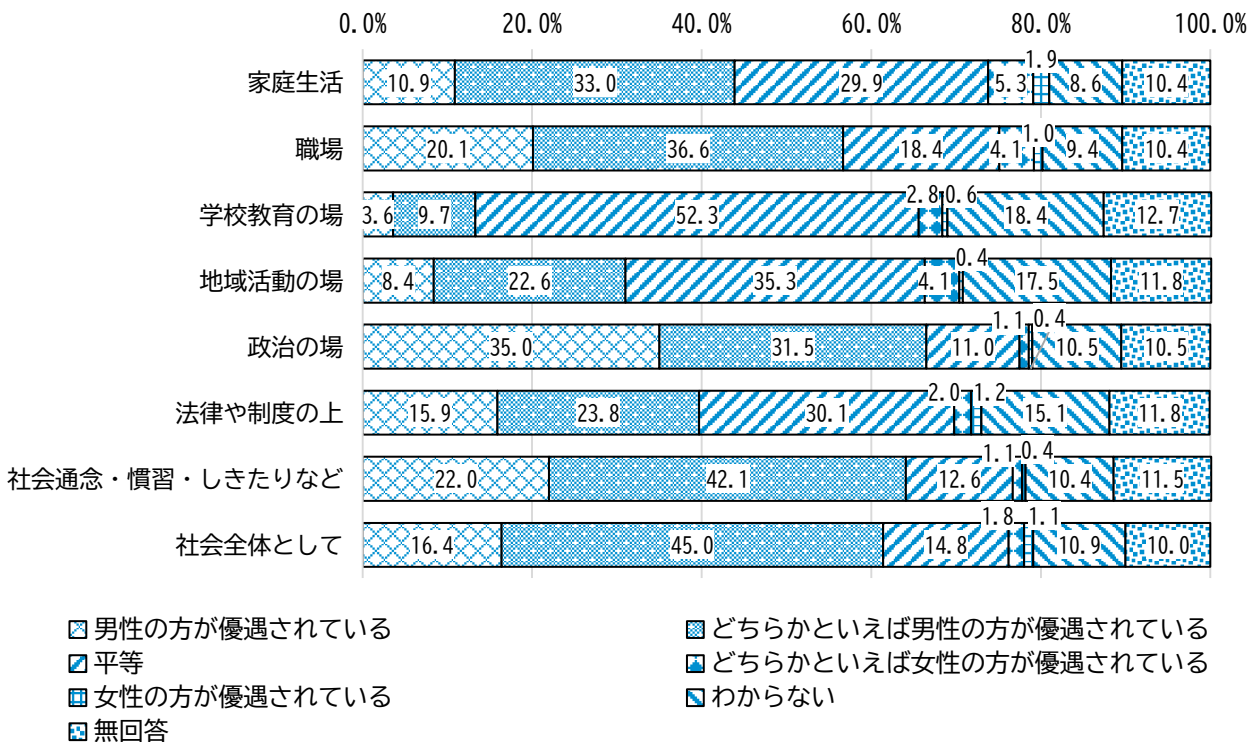
◆男性・年齢別（【 】は合計数値）



資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 19 男女の平等観】

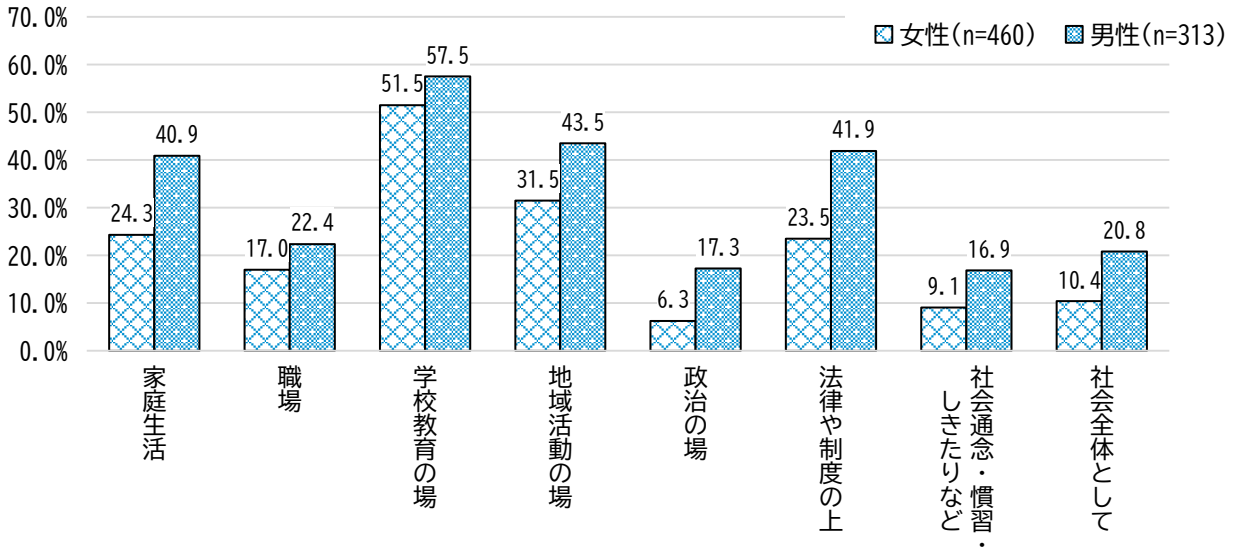
男女の地位の平等観について、設問全体では、特に「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「社会全体として」で男女の地位が「平等」と回答している人が、他の項目に比べて非常に低くなっています。



資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 20 「平等」と感じている人の割合】

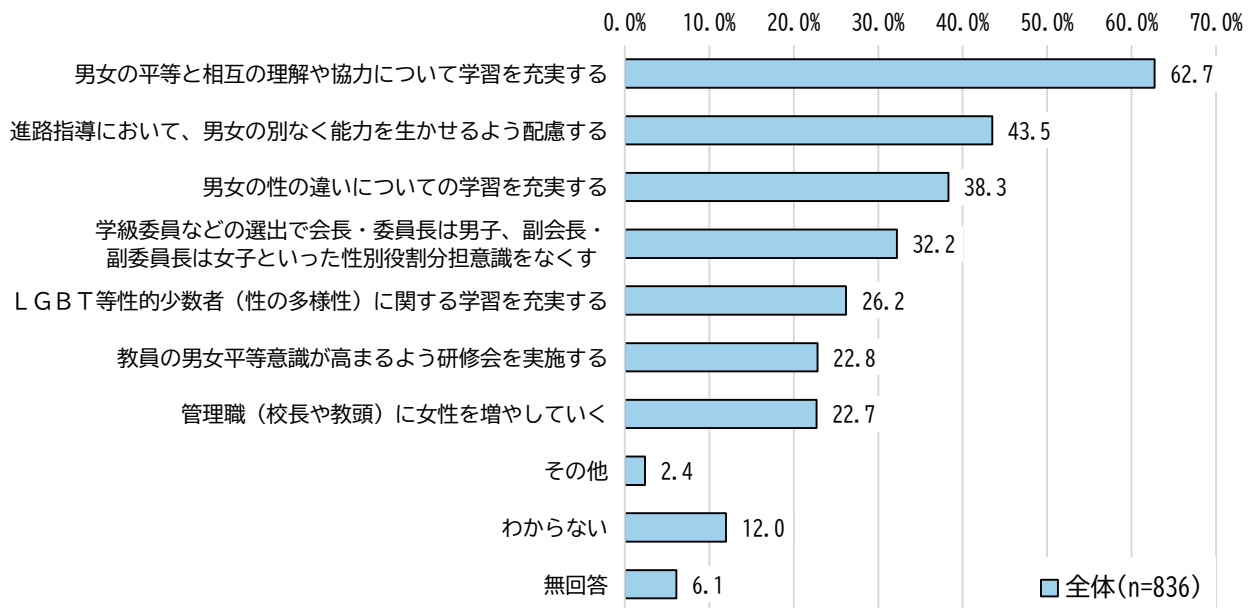
「平等」と感じている人の割合を男女別にみると、特に「家庭生活」「法律や制度の上」において男女の意識の差が大きくなっています。



資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 21 男女平等の人間関係をつくるために学校教育の場で特に必要と思うもの】

男女平等の人間関係をつくるために学校教育の場で必要なものについて、全体では「男女の平等と相互の理解や協力について学習を充実する」が62.7%と最も高く、次いで「進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」が43.5%、「男女の性の違いについての学習を充実する」が38.3%となっています。



資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

基本施策1 人権の尊重と男女共同参画の理解促進

部落差別（同和問題）やインターネットを通じた犯罪など、さまざまな人権問題の解決を目指し、広報紙やホームページを通じた啓発、講座等の開催、情報提供に取り組むなど、人権を尊重する意識の醸成を図ります。

男女が平等な地位を保ち、共に多様な選択ができる男女共同参画社会の実現を目指し、ジェンダー問題やLGBTQ+²²に関する問題について、広報紙やホームページによる啓発、講座等の開催、情報提供に取り組むなど、男女共同参画意識の醸成を図ります。

【図表 22 施策の方向性】

| 主な内容 | 担当課 |
|------------------------|-------|
| （１）人権を尊重する意識の醸成 | |
| 広報紙、ホームページなどによる啓発 | 人権推進課 |
| 国・県、関係機関などからの情報収集と提供 | 人権推進課 |
| 部落差別（同和問題）の解決に向けた取組 | 人権推進課 |
| 男女共同参画週間、月間の周知・啓発 | 人権推進課 |
| 有害図書の踏査・情報提供 | 社会教育課 |
| 青少年保護育成のための啓発 | 社会教育課 |
| （２）男女共同参画意識の醸成 | |
| 男女共同参画に関する講座などの開催 | 人権推進課 |
| ジェンダー平等実現のための啓発 | 人権推進課 |
| 男女共同参画の視点に立った広報などの点検 | 人権推進課 |
| | 秘書広報課 |

22 L G B T Q + : 性的少数者またはセクシュアルマイノリティともいう。レズビアン（女性同性愛者）・ゲイ（男性同性愛者）・バイセクシュアル（両性愛者）・トランスジェンダー（こころとからだの性が一致しない人）の頭文字をとった「L G B T」に、L G B Tのいずれにも当てはまらない（あるいは、あえて当てはめない）という意味のクィア（Queer）やクエスチョニング（Questioning）、さらには「+」を加えた言葉。

基本施策2 男女平等教育の推進

男女共同参画社会を担う人材を育むことを目指し、こどもの自己肯定、自己実現、他人への思いやりなど豊かな人間性を育成する男女平等教育を推進します。

こどもに対し適切な男女平等教育を行うため、保護者や教職員等のこどもに接する者に対し男女平等教育についての情報提供や学習機会の提供に取り組むなど、男女平等教育を推進します。

【図表 23 施策の方向性】

| 主な内容 | 担当課 |
|----------------------------------|-------|
| (3) こどもに対する男女平等教育の推進 | |
| 生徒会などにおける性別にとらわれない役員の選出 | 学校教育課 |
| 男女平等の視点に立った教育 | 学校教育課 |
| ジェンダーにとらわれない進路指導 | 学校教育課 |
| 職場見学・社会見学の実施 | 学校教育課 |
| (4) 保護者、教職員等に対する男女平等教育の推進 | |
| こどもを持つ親を対象に講座を実施 | 人権推進課 |
| 教職員を対象に講座を実施 | 人権推進課 |
| 家庭の日 ²³ （毎月第3日曜日）の啓発 | 社会教育課 |
| 家庭教育学級の実施 | 社会教育課 |

23 家庭の日：こどもの健やかな成長を願い、家族みんなが顔をそろえてふれあいを深めていくための日。愛知県では毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、『親と子の対話がつくる よい家庭』をスローガンに「家庭の日」県民運動を展開している。

基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる働く場にしよう

《現状と課題》

「女性活躍推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」等、法制度の整備を通じて働く場における女性の活躍推進や、男女ともに働きやすい社会の実現に向けた環境づくりが推進されています。しかし、賃金を含めた待遇面や、結婚・出産を伴う就労環境の変化において、性別による取扱いの不平等観が残っています。

本市の女性の労働力率は上昇を続けており、令和2年時点で全国や愛知県と同水準となっています。また、女性の管理的職業従事者割合についても全国や愛知県と同水準となっており、女性活躍は進みつつあると言えます。

一方、市民意識調査結果によると、女性の人権が尊重されていないと思うことについて女性の回答をみると、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」や「職場における差別待遇（採用、昇格、賃金など）」といった、仕事や職場に関する回答の割合が高くなっています。また、子どもが生まれても継続して就労することへの意向が強く、そのために子どもを預けられる教育・保育施設やサービスの充実が求められています。

本市では、女性の再就職支援のための情報提供や働きやすい環境づくりに向けた情報収集に取り組むとともに、育児・介護サービスや男性を対象とした家事・育児・介護への参画等に関する講座の実施、教育・保育施設の認定子ども園化や子育て支援サービスの充実等を通じ、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んできました。

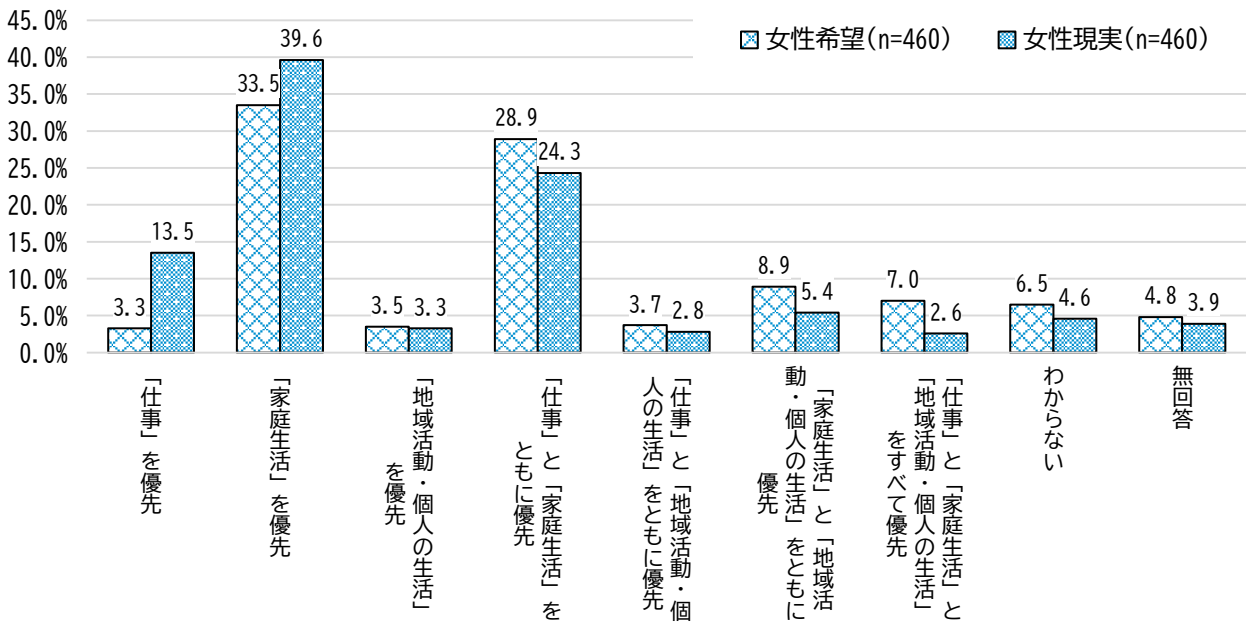
働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けられる環境づくりを進めるとともに、男性に対しても子育て・介護への積極的な参加を促し、男女ともに仕事と生活の両面においてその能力を十分に発揮できるよう環境整備を推進します。

【図表 24 生活の中で優先していること／優先したいこと】

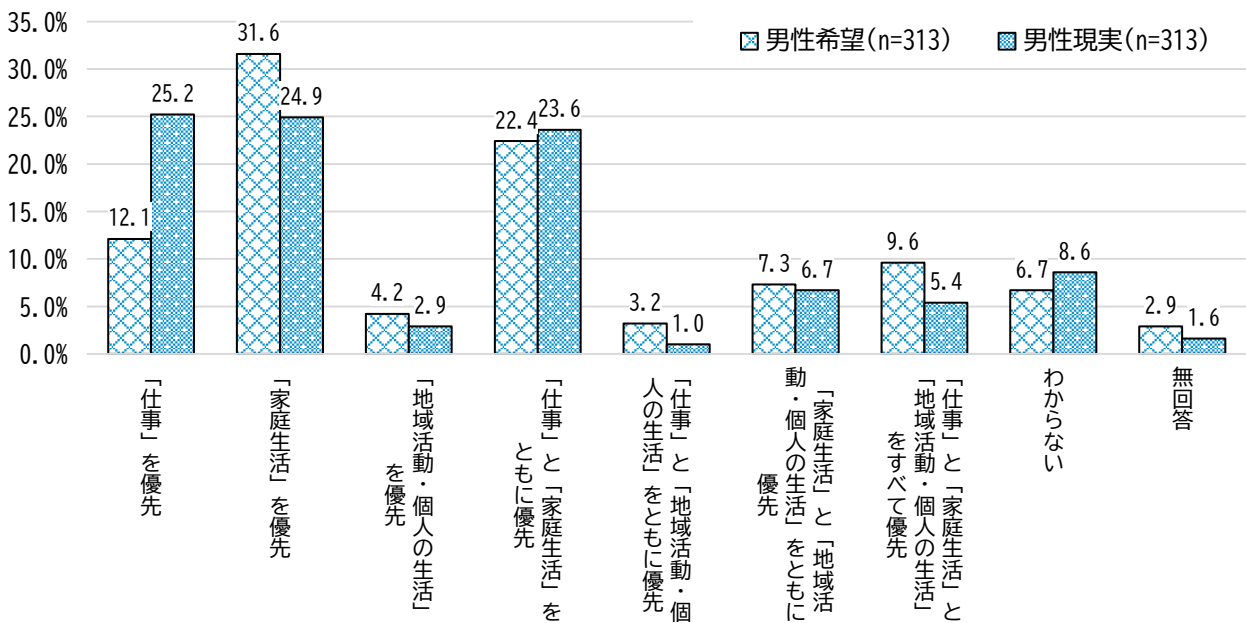
「仕事」、「家庭生活」、「地域活動・個人の生活」の何を優先するかについて、希望と現実を比較すると、女性の場合は、希望は「家庭生活を優先」(33.5%)、「仕事と家庭生活をともに優先」(28.9%)の順に高くなっており、現実も「家庭生活を優先」(39.6%)、「仕事と家庭生活をともに優先」(24.3%)が最も高くなっています。男性の場合は、希望は「家庭生活を優先したい」(31.6%)、「仕事と家庭生活をともに優先したい」(22.4%)の順に高くなっていますが、現実には「仕事を優先している」(25.2%)が最も高く、「家庭生活を優先している」(24.9%)の割合は希望より低くなっています。

男女とも「家庭生活を優先」、「仕事と家庭生活をともに優先」を希望する人が多く、「仕事を優先」については希望より現実が高くなっています。

◆女性



◆男性

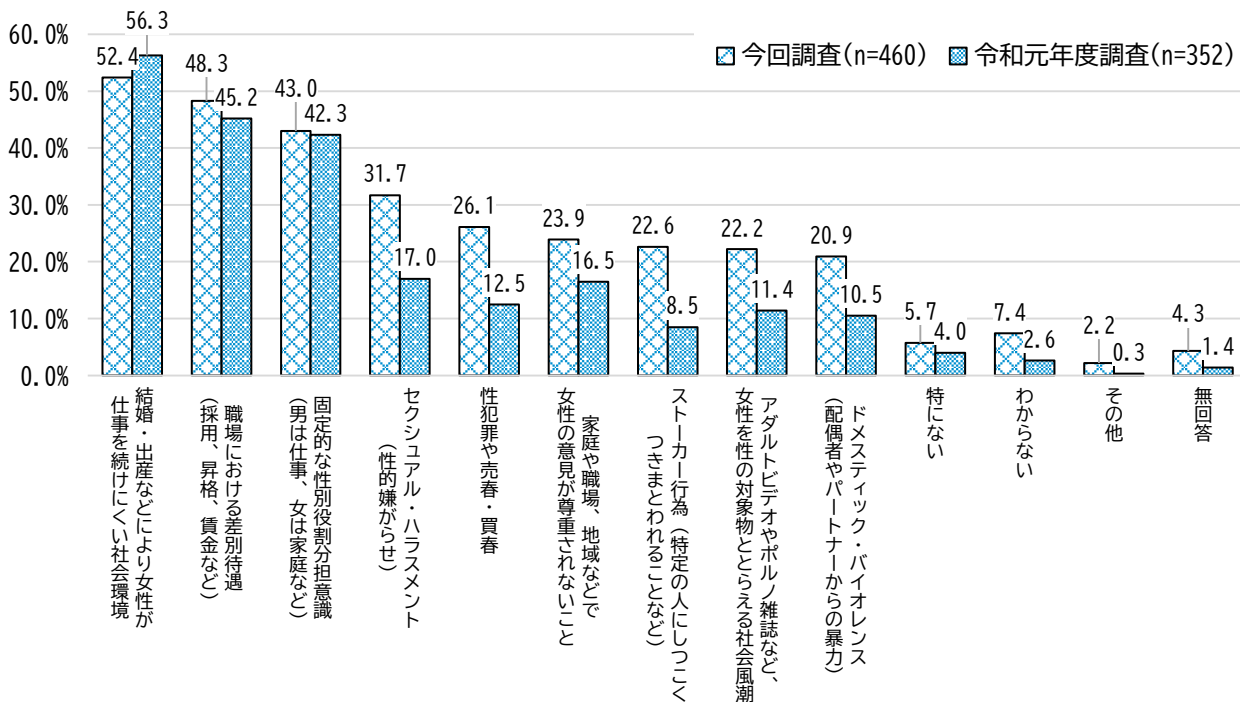


資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 25 女性の人権が尊重されていないと思うこと（女性の回答）】

女性の人権が尊重されていないと思うことについて女性の回答をみると、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」(52.4%)、「職場における差別待遇(採用、昇格、賃金など)」(48.3%)、「固定的な性別役割分担意識(男は仕事、女は家庭など)」(43.0%)の順に高くなっており、令和元年度調査と同様の傾向となっています。

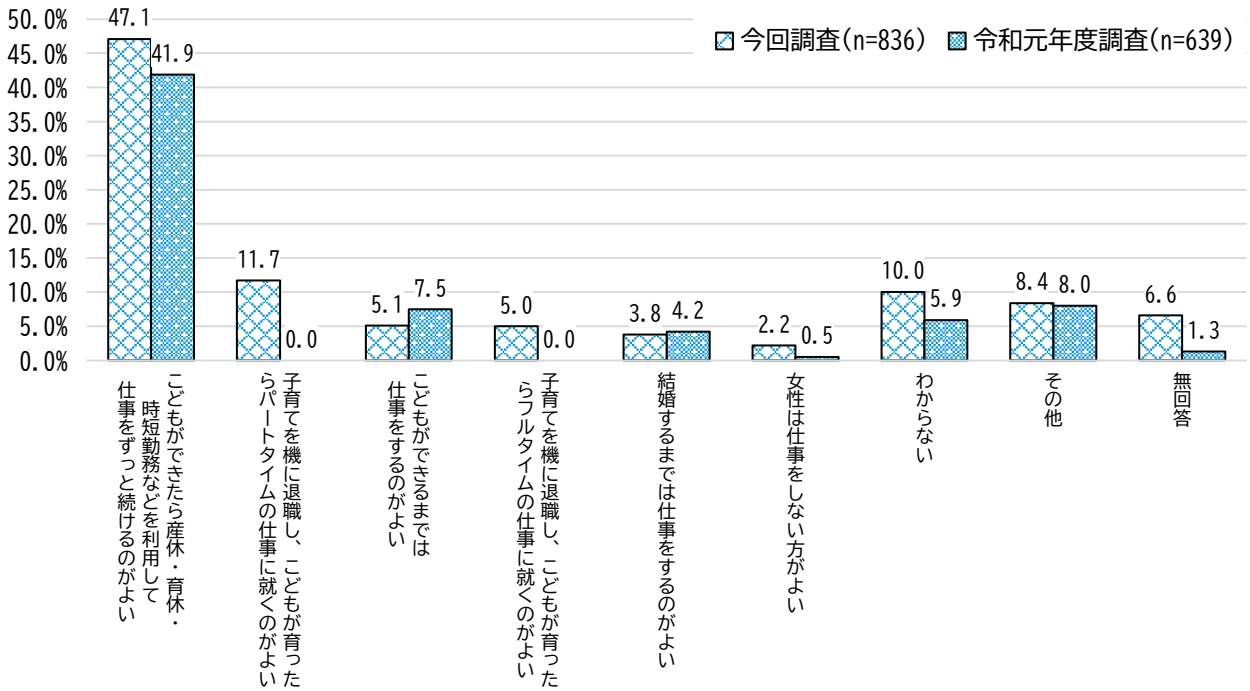
また、令和元年度調査と比較して、「セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)」や「ストーカー行為(特定の人にしつこくつきまといられることなど)」の割合は14ポイント程度と大きく上昇しています。



資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 26 女性が職業を持つこと】

女性が職業を持つことについての考えとしては、「こどもができたら産休・育休・時短勤務などを利用して仕事をずっと続けるのがよい」(47.1%)、「子育てを機に退職し、こどもが育ったらパートタイムの仕事に就くのがよい」(11.7%)の順に高くなっており、令和元年度調査とおおむね同様の傾向となっています。



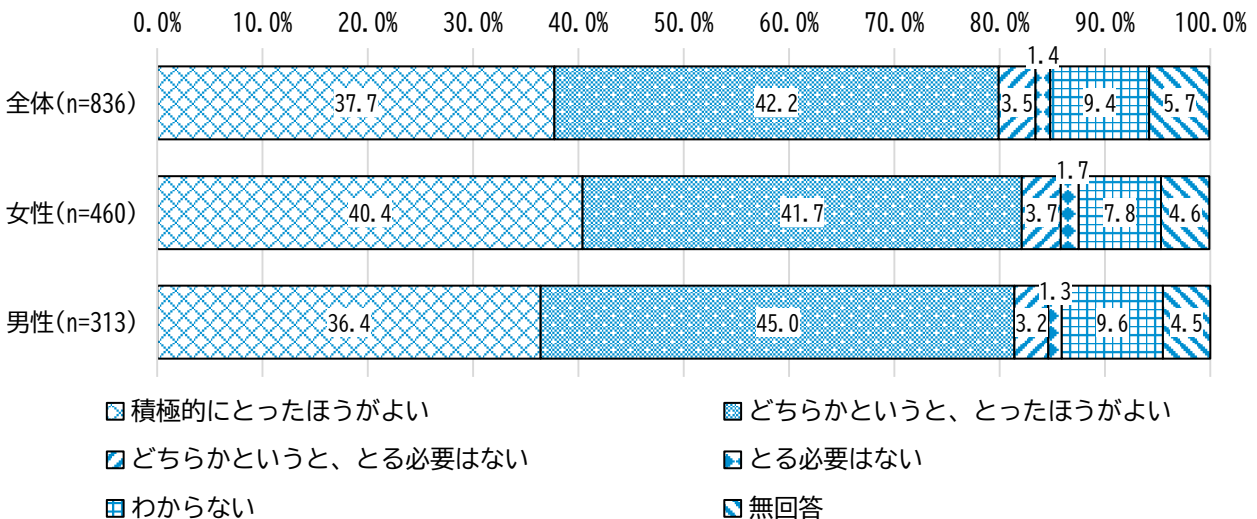
※令和元年度調査に「子育てを機に退職し、こどもが育ったらパートタイムの仕事に就くのがよい」「子育てを機に退職し、こどもが育ったらフルタイムの仕事に就くのがよい」の選択肢なし

資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 27 男性が育児や介護で休みをとること】

「男性が育児や介護で休みをとること」についての考えの割合を見ると、全体ではどちらかというとも含む「とったほうがよい」(79.9%)は「とる必要はない」(4.9%)を上回っています。

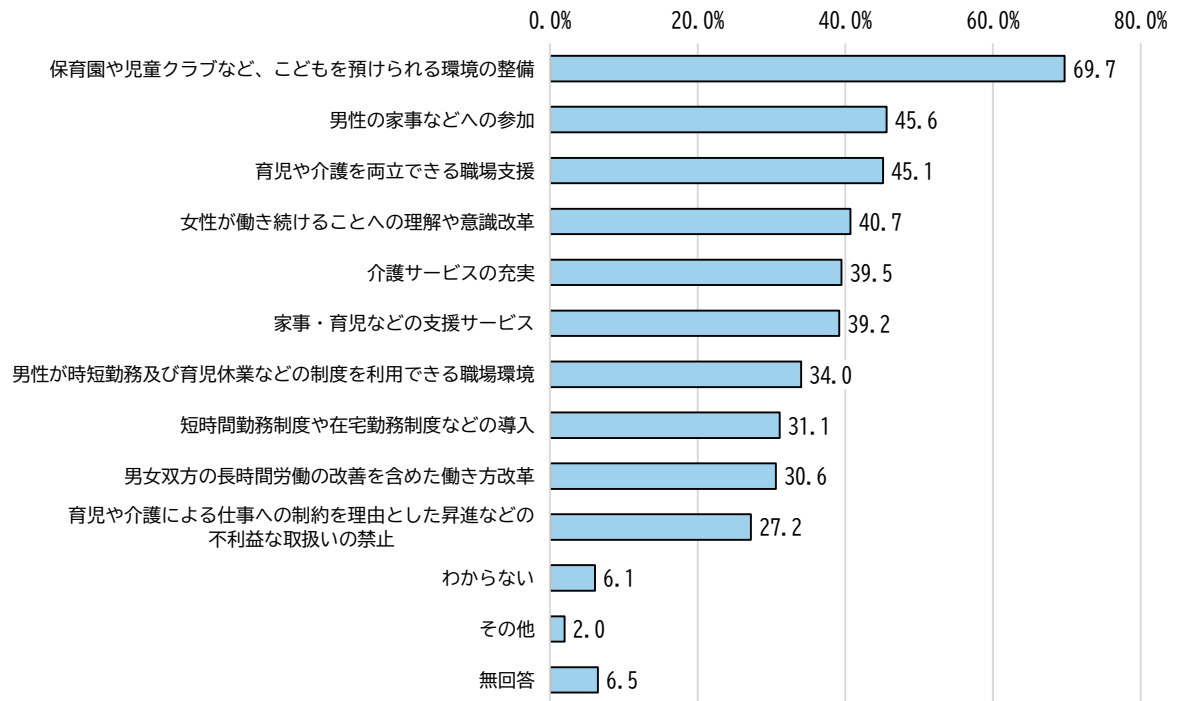
また、どちらかといえばも含む「とったほうがよい」は、女性は82.1%、男性は81.4%と、男女の意識の差はほとんどみられません。



資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 28 働くことを希望する女性が働き続けるために必要なこと】

働くことを希望する女性が働き続けるために、家庭、仕事、地域などで特に必要と思うことについて、全体では「保育園や児童クラブなど、こどもを預けられる環境の整備」が69.7%と最も高く、次いで「男性の家事などへの参加」が45.6%、「育児や介護を両立できる職場支援」が45.1%となっています。



資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

基本施策3 雇用機会と待遇の均等確保

就業の分野において、女性をはじめとする誰もが適切な待遇のもと能力を十分に発揮して活躍できるように、通信教育や資格取得などスキルアップに関する情報提供を行うなど、人材育成に努めます。また、出産・育児等により離職した女性や再就職を望む高齢者などの働きたい人が働きたいときに自分らしく働けるよう、相談窓口や情報提供の充実に努めるなど、再就職の支援を行います。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント²⁴といった働く場における様々なハラスメントの解決を目指し、女性が働きやすい職場環境づくりに向けた情報提供や相談体制の整備を行うことにより、働きやすい職場環境の整備に努めます。

【図表 29 施策の方向性】

| 主な内容 | 担当課 |
|-------------------------------------|-------------|
| （５）人材育成・再就職の支援【津島市女性活躍推進計画】 | |
| 高年齢者雇用安定法の周知 | 観光・プロモーション課 |
| 労働関係法（男女雇用機会均等法等）の周知 | 観光・プロモーション課 |
| ハローワークや職業に関する情報提供 | 観光・プロモーション課 |
| 就業支援などのセミナーの開催支援 | 観光・プロモーション課 |
| 通信教育や資格取得に関する情報提供 | 観光・プロモーション課 |
| 女性の再チャレンジ支援 | 観光・プロモーション課 |
| （６）働きやすい職場環境の整備【津島市女性活躍推進計画】 | |
| 労働に関する相談窓口の周知 | 観光・プロモーション課 |
| ファミリー・フレンドリー企業について情報提供 | 観光・プロモーション課 |
| 農村生活アドバイザーの活用 | 都市整備課 |
| 家族経営協定の周知 | 都市整備課 |
| ハラスメントについて啓発周知 | 総務デジタル課 |
| | 人権推進課 |
| 仕事を持つ女性の実態や生活上の問題点の把握と周知 | 人権推進課 |

24 パワー・ハラスメント：職場等において、優越的な関係に基づき業務の適正な範囲を超えて行われる、身体的もしくは精神的な苦痛を与える行為のことをいう。

基本施策4 ワーク・ライフ・バランスと女性の活躍の推進

幼い子どもや高齢な親をもつ人が仕事と育児・介護を両立できる社会環境の実現を目指し、延長保育や放課後子ども教室、放課後児童クラブの充実、介護保険制度に関する相談窓口の充実を図るなど、子育て支援・介護サービスの充実に努めます。

男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現できる社会環境の実現を目指し、長時間労働や時間外労働の抑制、テレワーク等をはじめとする多様な働き方・効率的な働き方の普及を図るとともに、男性の家事・育児への参画を促す講座を開催するなど、男女が共に家庭生活に関われる環境の整備に努めます。

行政の分野において多様な視点から安心できるまちづくりを行うため、審議会等市の附属機関における女性委員の登用や管理職などへの女性の登用を進めるなど、政策・方針決定過程における女性の参画促進に努めるほか、市各課へのヒアリングや市職員に対する研修により、庁内における男女共同参画の推進および市職員の男女共同参画意識の向上を図ります。

【図表 30 施策の方向性】

| 主な内容 | 担当課 |
|---------------------------------------------|--------|
| （7）子育て支援・介護サービスの充実【津島市女性活躍推進計画】 | |
| 介護保険制度の周知、相談窓口の充実 | 高齢介護課 |
| 延長保育等サービスの実施と体制整備 | 幼児保育課 |
| 放課後児童健全育成事業などの充実 | 子育て支援課 |
| 育児についての相談窓口の充実 | 子育て支援課 |
| | 幼児保育課 |
| ファミリー・サポート・センターの会員の拡充 | 幼児保育課 |
| 放課後子ども教室の充実 | 社会教育課 |
| （8）男女がともに家庭生活に関われる環境の整備【津島市女性活躍推進計画】 | |
| 職員が働きやすい職場環境づくり | 人事課 |
| ワーク・ライフ・バランス推進のための情報提供 | 人権推進課 |
| 男性対象の講座の開催 | 人権推進課 |
| 男性が参加しやすい育児・介護者教室の開催 | 健康推進課 |
| | 高齢介護課 |
| （9）政策・方針決定過程における女性の参画促進【津島市女性活躍推進計画】 | |
| 管理職などへの女性の登用 | 人事課 |
| 職場における男女共同参画の推進 | 人事課 |
| 意識向上のための職員研修の実施 | 人権推進課 |
| | 人事課 |
| 能力と実績に基づく昇任管理 | 人事課 |
| 他団体と職員の交流、共同研修会の開催 | 人事課 |
| 女性登用要綱の推進・登用状況の公表 | 人権推進課 |
| 企業や団体などへ女性登用の啓発 | 人権推進課 |
| 女性リーダーの育成 | 人権推進課 |
| コミュニティ活動の組織づくり支援 | 市民協働課 |

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる社会をつくろう

《現状と課題》

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野で個性と能力を發揮して主体的に参画していくことが求められています。

また、男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件です。特に、女性は妊娠・出産や、女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに留意する必要がある、「セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ²⁵」の視点が重要となります。

人口減少や単身世帯の増加、ライフスタイルの変化などから地域コミュニティの一層の弱体化が危惧される中、地域活動において、女性や若者、高齢者など、誰もが参加しやすい環境をつくるとともに、地域コミュニティの強化や再構築をしていくことが重要です。市民意識調査結果によると、家庭内における「自治会・町内会活動」の役割分担は「妻」の割合が最も高くなっており、「夫婦」あるいは「家族全員」の割合が比較的低い状況にあります。男女がともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことについては、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」が最も高くなっていることから、地域社会や家庭生活における男女共同参画の推進に向けた広報・啓発活動が必要です。

近年では、全国的に台風や地震といった自然災害による被害が毎年発生しています。災害時は、特に女性や子ども、障がいのある人や要介護者といった脆弱な状況にある人々がより大きな影響を受けますが、それぞれのニーズが異なっているため、多様な視点に配慮して取り組んでいくことが必要です。

国においても「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を公表しており、防災・復興計画等における政策決定過程や防災・災害現場における女性の参画促進など、防災面における男女共同参画の推進を通じ、災害に強い社会の実現が求められます。

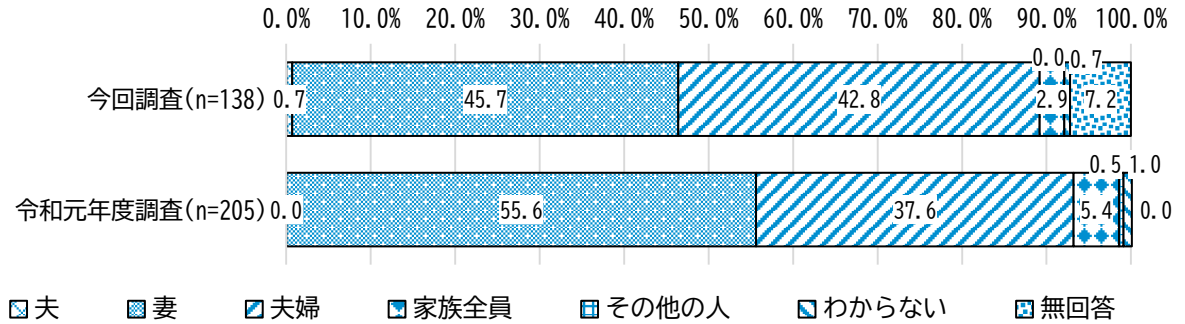
25 セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：セクシャル・リプロダクティブ・ヘルスとは、日本では「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、女性が生涯にわたって身体的・精神的・社会的に良好な状態であることを指す。このセクシャル・リプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をセクシャル・リプロダクティブ・ライツという。

【図表 31 夫婦の役割分担意識】

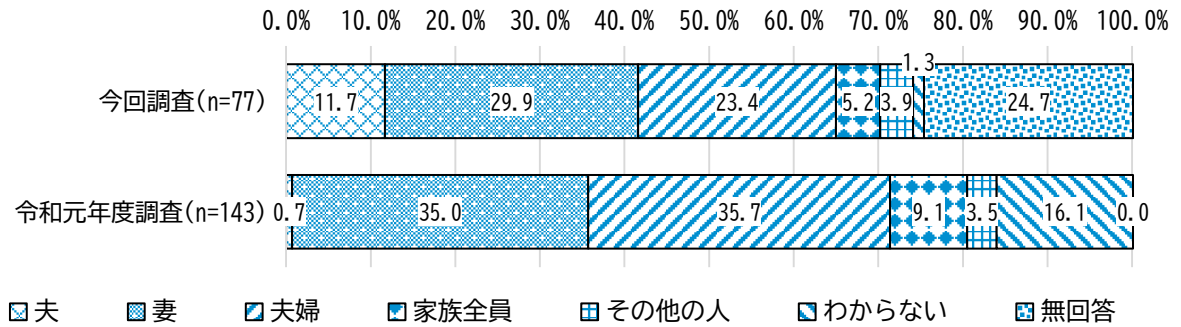
家庭内での「育児、こどもの世話」「高齢者や病人の介護・世話」「自治会・町内会活動」の役割分担について、令和元年度調査と比較すると、「夫婦」の割合は「育児、こどもの世話」では増加しているものの、「高齢者や病人の介護・世話」「自治会・町内会活動」では減少しています。

また、特に「高齢者や病人の介護・世話」については「夫」の割合が大きく増加しています。

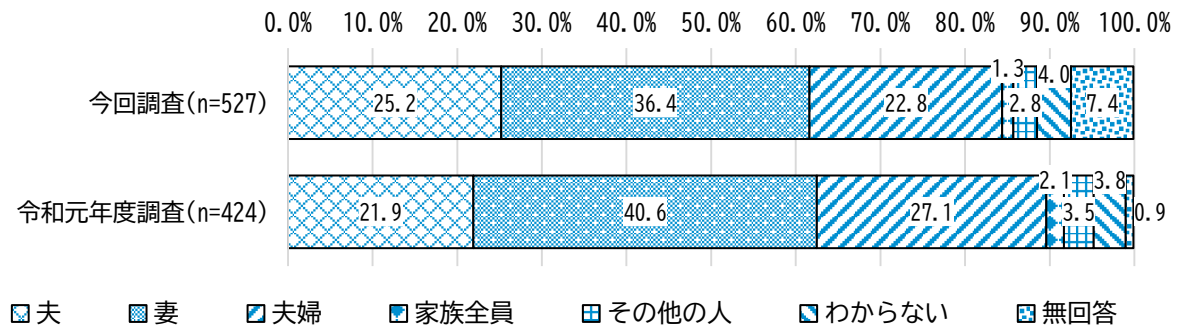
◆育児、こどもの世話



◆高齢者や病人の介護・世話



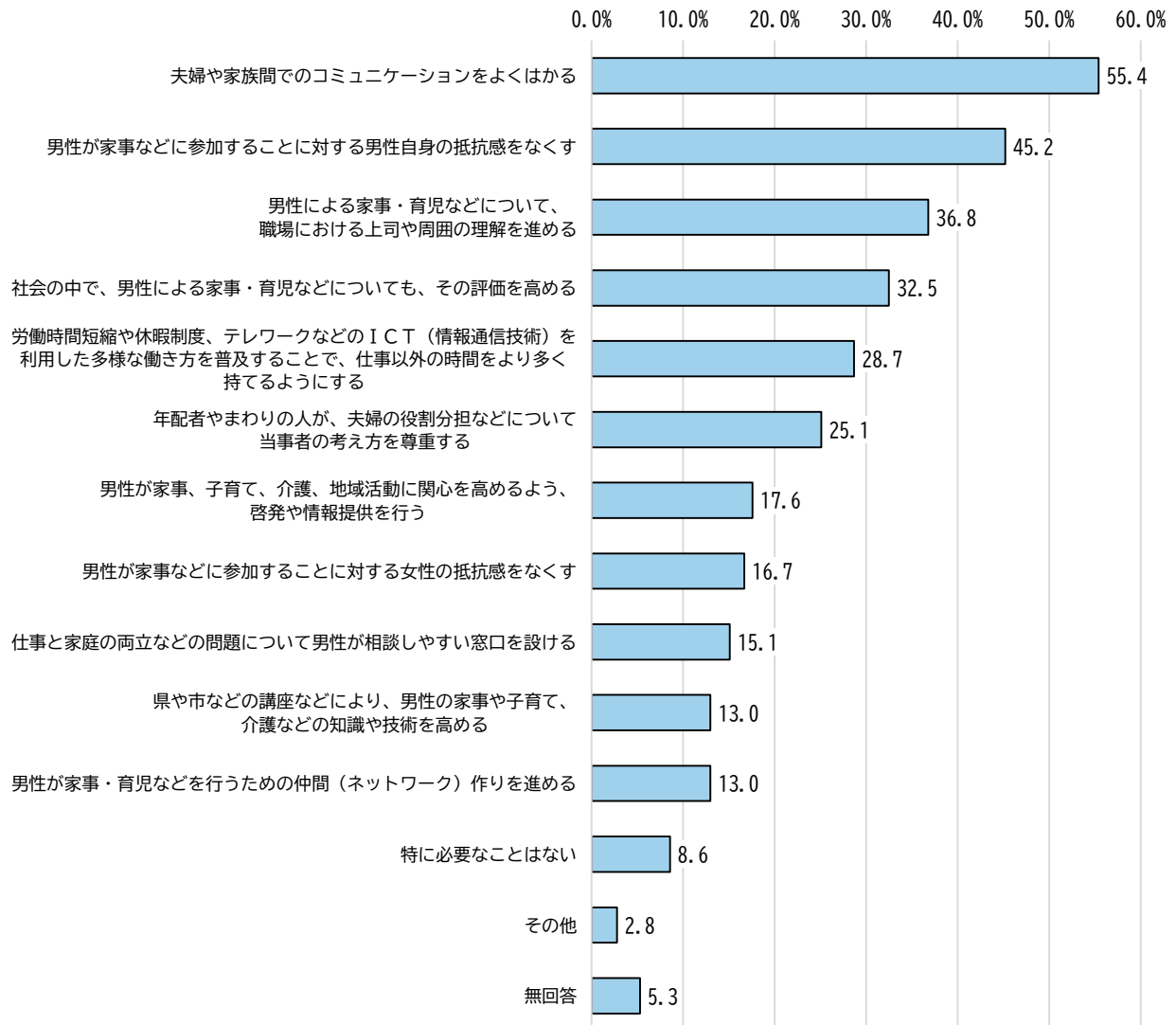
◆自治会・町内会活動



資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 32 男女がともに子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと】

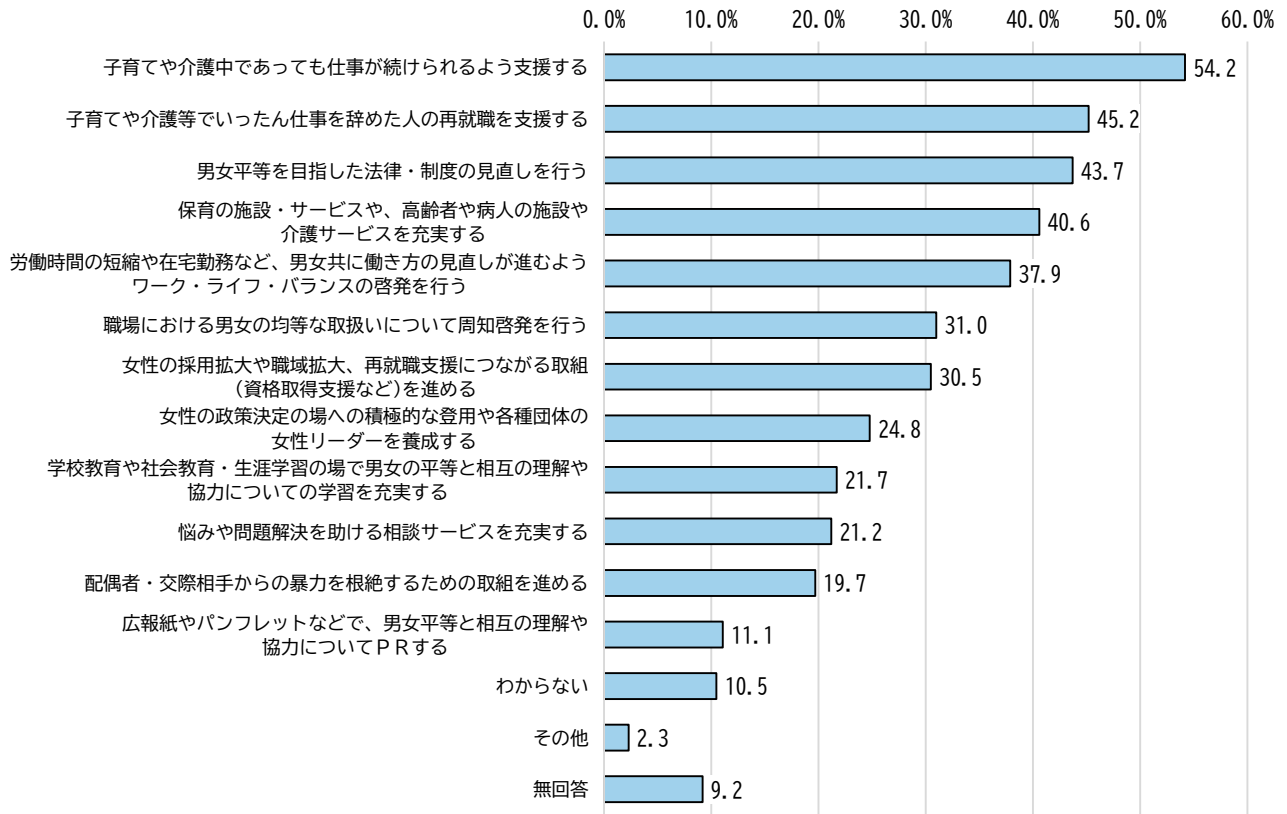
男女がともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことについて、全体では「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」が55.4%と最も高く、次いで「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」が45.2%、「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進める」が36.8%となっています。



資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 33 男女共同参画社会の実現のために、行政(国・県・市)が力を入れるべきこと】

男女共同参画社会の実現のために行政が力を入れたほうがいいと思うことについて、全体では「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」が54.2%と最も高く、次いで「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」が45.2%、「男女平等を目指した法律・制度の見直しを行う」が43.7%となっています。



資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

基本施策5 地域活動における男女共同参画の推進

相互に助け合う地域社会の実現を目指し、ボランティア活動等の市民活動について情報提供や活動支援に取り組むなど、市民の地域活動への参画促進に努めます。

災害発生時において男女双方の視点に立った災害対応をするため、防災活動において特に女性の視点が反映されるよう女性の参画を促進するなど、男女共同参画の視点からの災害対応の推進に努めます。

【図表 34 施策の方向性】

| 主な内容 | 担当課 |
|-------------------------------------|-------------|
| (10) 地域活動への参画促進 | |
| 講演会などによる地域社会活動への参加促進 | 子育て支援課 |
| | 福祉課 |
| | 観光・プロモーション課 |
| | 社会教育課 |
| 地域活動やボランティア活動について、広報紙やホームページなどで情報提供 | 市民協働課 |
| | 福祉課 |
| 参加しやすいボランティア養成講座の開催 | 福祉課 |
| 各団体へ学習会や活動を支援 | 人権推進課 |
| (11) 男女共同参画の視点からの災害対応の推進 | |
| 家庭における地域防災思想の普及、高揚 | 消防本部 |
| 消防団への女性入団促進 | 消防本部 |
| 自主防災組織への女性参画の促進 | 危機管理課 |

基本施策6 生涯を通じた健康づくり・生きがいづくり

すべての人が生涯を通じて健康に過ごせるよう、学校や保健センター等において健(検)診を実施するとともに、年代に合わせた健康相談が受けられるよう相談窓口の充実に努めるなど、生涯を通じたところとからだの健康の保持増進を図ります。

女性が心身ともに健康的に妊娠・出産に臨めるよう、妊婦健診の充実や女性が相談しやすい体制の整備に努めるなど、妊娠期の支援を行います。また、育児において女性が孤独を感じることをのないう、子育て期の支援を行います。

様々な年代の人が生きがいを持った暮らしを実現するために、スポーツ教室や健康講座、老人クラブ等についての情報提供や活動支援を行うなど、生涯学習等の活動促進を図ります。

【図表 35 施策の方向性】

| 主な内容 | 担当課 |
|-----------------------------------|--------|
| (12) 生涯を通じたところとからだの健康の保持増進 | |
| 健康問題についての講座などの開催、自己健康管理の支援 | 健康推進課 |
| | 社会教育課 |
| 思春期の児童生徒に対する相談窓口体制の整備 | 学校教育課 |
| 管理システムによる自己健康管理の支援 | 学校教育課 |
| | 健康推進課 |
| 受診しやすい検診の充実 | 健康推進課 |
| 広報紙などによる健康増進の啓発 | 健康推進課 |
| こころの健康相談の充実 | 健康推進課 |
| (13) 妊娠期から子育て期までの支援 | |
| 保育サービスや相談窓口などの充実 | 子育て支援課 |
| | 幼児保育課 |
| 子育てサークルの育成 | 幼児保育課 |
| 子育て情報の周知 | 幼児保育課 |
| | 健康推進課 |
| 受診しやすい妊婦健診などの充実 | 健康推進課 |
| 妊娠や出産、育児の準備のための教室の開催 | 健康推進課 |
| 専門電話など、女性が相談しやすい体制の整備 | 健康推進課 |
| (14) 生涯学習等の活動促進 | |
| 高齢者（老人クラブ）の生きがい活動支援 | 高齢介護課 |
| 講師やボランティア活動に高齢者を起用 | 高齢介護課 |
| | 社会教育課 |
| | 福祉課 |
| 地域・学習活動の情報提供 | 社会教育課 |
| 参加しやすい講座の開催 | 社会教育課 |
| | 人権推進課 |
| 年代などにあわせたスポーツ機会の確保 | 社会教育課 |
| | 健康推進課 |
| 公共施設の有効利用促進 | 社会教育課 |
| 学校の体育館などの空き時間の利用促進 | 社会教育課 |
| 女性のスポーツ指導者の発掘・育成 | 社会教育課 |

基本施策7 すべての人が安心して暮らすための環境整備

高齢者や障がいのある人などすべての人が安心して暮らせるよう、公共空間のバリアフリー²⁶化や安心・安全な公園環境や歩行空間の整備を推進するなど、すべての人が安心して暮らせるまちづくりに努めます。

ひとり親世帯や障がいのある人、部落差別（同和問題）、外国人、LGBTQ+、自身の出自を理由とする差別を受ける人等、さまざまな困難を抱える人の安心した暮らしを実現するため、それぞれの状況に応じた支援を行い、その自立の促進を目指し、相談体制や支援の充実に努めます。

【図表 36 施策の方向性】

| 主な内容 | 担当課 |
|------------------------------------------------------|--------|
| (15) すべての人が安心して暮らせるまちづくり | |
| 高齢者、障がいのある人などが安全に利用できる住環境整備の推進 | 都市計画課 |
| | 都市整備課 |
| 公共施設のバリアフリー化の推進 | 都市計画課 |
| | 都市整備課 |
| | 福祉課 |
| (16) さまざまな困難を抱える人への支援の充実（津島市困難女性支援推進計画の内容を含む） | |
| 複合的に困難な状況に置かれている人への支援 | 人権推進課 |
| 相談体制の充実 | 人権推進課 |
| | 子育て支援課 |
| ひとり親家庭に対する施策の周知、利用の促進 | 子育て支援課 |
| 養育支援訪問事業の充実 | 子育て支援課 |

26 バリアフリー：高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することをいう。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方。

基本目標Ⅳ 人権が尊重された社会をつくろう

《現状と課題》

男女間における暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女がお互いを尊重し合い対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。

また、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍²⁷を通じてより顕在化したことで、新たな女性支援の強化が喫緊の課題とされました。このような状況の中で、「売春防止法²⁸」を主な根拠とする従来の枠組での対応は限界があるとして、「女性の福祉」や「人権の尊重や擁護」、「男女平等」の視点を明確にした上で、新たな支援の枠組みを構築することを目的とした「女性支援法」が令和6年4月に施行されました。

本市においては、「津島市男女共同参画プラン2030」の基本目標の一つとして「津島市DV防止基本計画」を定め、暴力の根絶に向けた基盤づくりやDV被害者への適切な支援の実施を進めてまいりました。

しかし、市民意識調査結果によると、DVの相談窓口の認知度について「知っている」の割合が令和元年度調査から減少しており、DV防止の取組が十分に市民へ浸透していないことが考えられます。また、統計調査より近年は本市のDV相談件数が増加傾向にあり、依然としてDVによる被害は深刻であると考えられます。

こうした状況を踏まえ、引き続き女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動や、相談・支援体制の充実を進めていくことに加え、「女性支援法」や「困難女性支援基本方針²⁹」の内容を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対する支援を通じて、すべての女性の意思や尊厳が尊重され、自立した生活を送ることができる社会の実現を目指します。

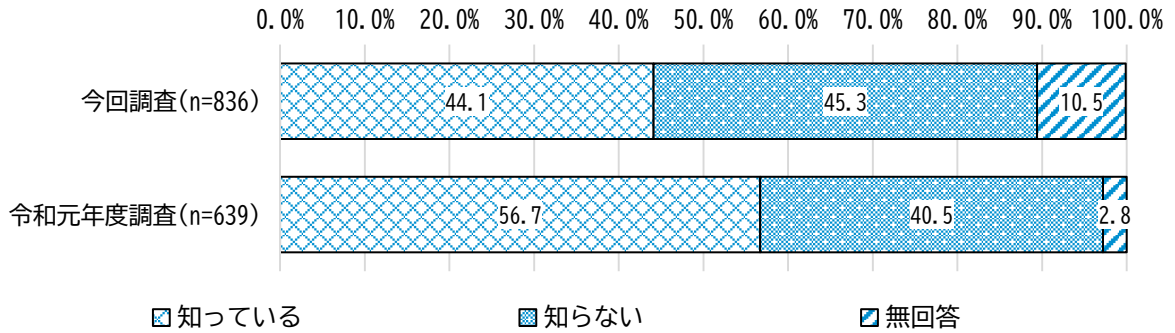
27 コロナ禍：令和元年からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行による災難や危機的状況を指す言葉として使われている。

28 売春防止法：売春が個人の尊厳を傷つけ、社会の秩序を乱すものとして、売春を助長する行為等を処罰することにより、その行為の防止を図ることを目的とする法律。昭和32年に施行された。

29 困難女性支援基本方針：困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針。女性支援法第7条第1項の規定に基づき制定され、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項及び都道府県等が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項について、法の趣旨や困難な問題を抱える女性の実態、支援対象者に対する支援の実態や課題等を踏まえて定めることにより、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策が国及び地方公共団体において総合的かつ計画的に展開され、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すものとなっている。対象期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間。

【図表 37 DVについての相談窓口の認知度】

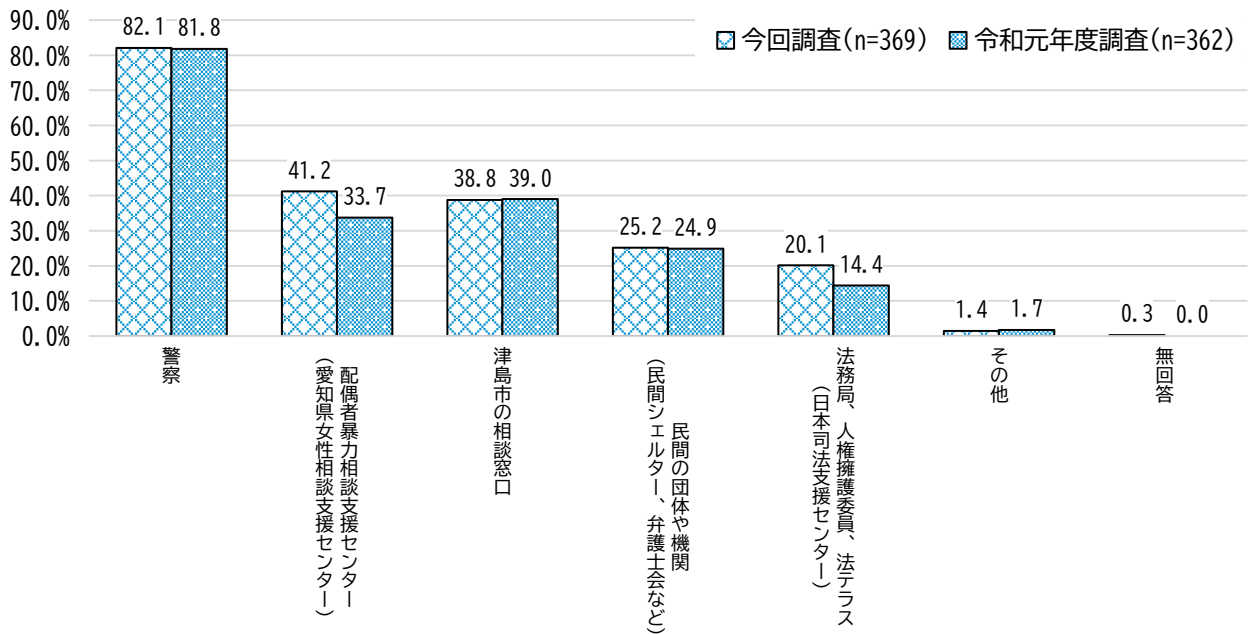
DVの相談窓口の認知度は、「知っている」が44.1%であり、令和元年度調査と比較すると認知度は減少しています。



資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 38 知っている相談窓口】

DVの相談窓口を「知っている」人に、知っている相談窓口を尋ねると、「警察」(82.1%)が特に高く、次いで「配偶者暴力相談支援センター」(41.2%)、「津島市の相談窓口」(38.8%)となっています。「津島市の相談窓口」の認知度は、回答者全体の22.1%に相当します。



資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

基本施策8 あらゆる暴力の根絶と人権が尊重される社会の形成

暴力のない社会の実現を目指し、関係機関と相互に連携した防犯活動、意識の啓発、法律等の周知活動を推進するなど、暴力の根絶に向けた基盤づくりを行います。

DV・デートDV³⁰やストーカー³¹、ハラスメント、JKビジネス³²など、多様化する男女間の様々な暴力の相談に対応できるよう、相談を受ける職員への研修や相談・支援体制の充実を図るなど、被害者への適切な支援に努めます。

また、困難な問題を抱える女性の自立支援、相談支援等支援体制を整備するため、庁内関係課及び関係機関等との連携強化、情報共有を図ります。

【図表 39 施策の方向性】

| (17) あらゆる暴力の根絶【津島市DV防止基本計画】 | |
|-----------------------------------------------------------|--------|
| 広報紙や講座などによる啓発 | 人権推進課 |
| 警察や防犯委員との連携強化 | 市民協働課 |
| 警察への通報体制の整備 | 市民協働課 |
| (18) 困難な問題を抱える女性への支援の充実【津島市DV防止基本計画、津島市困難女性支援推進計画】 | |
| 相談窓口の周知 | 人権推進課 |
| DV被害者や困難な問題を抱えている女性等の保護、自立支援 | 人権推進課 |
| | 福祉課 |
| | 子育て支援課 |
| | 健康推進課 |
| | 高齢介護課 |
| | 市民課 |
| 相談・支援体制の充実 | 人権推進課 |
| | 福祉課 |
| | 子育て支援課 |
| | 健康推進課 |
| | 高齢介護課 |
| | 学校教育課 |

30 デートDV：DVのうち、婚姻関係にない交際関係における暴力のことをいう。

31 ストーカー：特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族等に対して行うつきまとい等を繰り返して行うことをいう。こうした行為は、ストーカー規制法により規制されている。

32 JKビジネス：接客サービスを売りにしたビジネスの総称。女子高校生が児童買春などの犯罪に巻き込まれるケースが相次ぎ、問題視されている。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内における推進体制

庁内における計画の推進にあたっては、市職員一人ひとりに計画への理解を求めるとともに、「津島市人権施策推進本部」及びその下部に「幹事会」を組織し、総合的、効果的に全庁的に推進します。

男女共同参画に関する施策は多岐にわたるため、庁内関係部局と連携し、各施策に取り組みます。DV防止基本計画に関わる部分に関しては、DV等対応連携会議を活用して、被害者支援や情報共有を図ります。

(2) 市民、行政、事業所の連携

男女共同参画社会の実現に向けて、市民、行政、事業所の役割を明確にし、連携して計画を推進します。また、市民、団体、事業所等から構成される「津島市男女共同参画プラン推進協議会」を設置し、施策の進捗状況の点検・評価を行い、実効性の高い計画の実現のため見直しを行います。

2 数値目標

計画を着実に推進するための数値目標について、中間見直しに当たって令和 12 年度の目標値や目標項目を見直しました。

令和 12 年度に最終評価を行います。

【図表 40 津島市男女共同参画プラン 2030 の数値目標】

| 基本目標 | 項目 | R 6 年度 | R 7 年度 | R12 年度 |
|------------------------|------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| | | 実績値 | 目標値 | 目標値 |
| I 一人ひとりがお互いを認め合おう | 社会全体で男女が平等になっていると思う割合を増やす（市民意識調査） | 14.3% | 22% | 30% |
| II 誰もが活躍できる働く場にしよう | 夫婦が協力して同じ程度、育児、こどもの世話をを行っている割合を増やす（市民意識調査） | 42.8% | 43% | 50% |
| | 職場で男女の地位は「平等」になっていると思う割合を増やす（市民意識調査） | 18.4% | 15% | 20% |
| | 幼保連携型認定こども園数を増やす | 11 園 | 12 園 | 15 園 |
| | 市男性職員の育児休業取得率を増やす | 29.6% | 10% | 50%* |
| III 安心して暮らせる社会をつくろう | 女性のいない審議会等の数をなくす | 4 | 0 | 0 |
| | 審議会等における女性委員の割合を増やす | 34.7% | 40% | 50%* |
| | 地域で男女が平等になっていると思う割合を増やす（市民意識調査） | 35.3% | 45% | 50% |
| | 津島市国民健康保険加入者の特定健康診査受診率の割合を増やす | 47.4% | 49% | 54% |
| IV 人権が尊重された社会をつくろう | 「DV防止法」には被害者を発見した時は通報する義務があることを知っている人の割合を増やす（市民意識調査） | 25.2% | 37% | 40% |
| | DVについて相談できる窓口があることを知っている人の割合を増やす（市民意識調査） | 44.1% | 60% | 65% |
| | 女性の生活困窮者が支援につながる件数を増やす | 60 人 | 74 人 | 86 人 |

※今回の中間見直しに伴い、目標値をともに 50%に変更しています。

男女共同参画をめぐる主な動き

| 年 | 世界の動き | 国の動き | 愛知県の動き | 津島市の動き |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------|-------------------|
| 昭和 20 年 | ・「国際連合」設立 | | | |
| 昭和 21 年 | ・「婦人の地位委員会」発足 | ・衆議院議員総選挙にて、戦後初の婦人参政権行使 | | |
| 昭和 22 年 | | ・「日本国憲法」施行 | | |
| 昭和 24 年 | ・「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択 | | | |
| 昭和 28 年 | ・「婦人の参政権に関する条約」採択 | | | |
| 昭和 30 年 | | ・「婦人の参政権に関する条約」批准 | | |
| 昭和 31 年 | | ・「国際連合」加盟 | | |
| 昭和 33 年 | | ・「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」批准 | | |
| 昭和 42 年 | ・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択 | | | |
| 昭和 50 年 | ・「国際婦人年」 ・「国際婦人年世界会議」開催（メキシコシティ） ・「世界行動計画」採択 ・「国連婦人の十年（1976～1985）」 | ・「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進本部会議」開催 | | |
| 昭和 51 年 | | ・「育児休業法（女子教育職員、看護婦、保母等）」施行 | ・総務部に「青少年婦人室」を設置 ・「愛知県婦人関係行政推進会議」設置 | |
| 昭和 52 年 | | ・婦人問題企画推進本部「国内行動計画」策定 | | |
| 昭和 54 年 | ・「国連婦人の十年 ESCAP 地域会議」開催（ニューデリー） ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択 | ・法務省「相続に関する民法改正要綱試案」公表 | | ・「津島市第 1 次総合計画」策定 |

| 年 | 世界の動き | 国の動き | 愛知県の動き | 津島市の動き |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 昭和 55 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・OECD「婦人の雇用に関するハイレベル会議」開催 ・「国連婦人の十年1980年世界会議」開催（コペンハーゲン） | | | |
| 昭和 56 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ILO総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」及び「同勧告」を採択 | <ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」決定 | | |
| 昭和 57 年 | | <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等問題専門家会議「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・「第5次愛知県地方計画」に婦人部門を位置付け | |
| 昭和 59 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年ESCAP地域会議」開催（東京） | | | |
| 昭和 60 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年世界会議」開催 ・「西暦 2000 年に向けてのナイロビ将来戦略」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」批准 | | |
| 昭和 61 年 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」施行 | | |
| 昭和 62 年 | | <ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 | | |
| 平成元年 | <ul style="list-style-type: none"> ・「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」採択 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「愛知県 21 世紀計画」に女性部門を位置付け ・「あいち女性プラン」策定 | |
| 平成 2 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 | | | |
| 平成 3 年 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第1次改定 | <ul style="list-style-type: none"> ・「女性総合センター基本計画」策定 ・「あいち女性プラン推進研究会」設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・「津島市第2次総合計画」策定 |
| 平成 4 年 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」施行 ・婦人問題担当大臣任命 | | |

| 年 | 世界の動き | 国の動き | 愛知県の動き | 津島市の動き |
|-------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|--------|
| 平成5年 | ・「世界人権会議」開催（ウィーン） | ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」施行 | ・「青少年婦人室」から「青少年女性室」へ名称変更 ・「審議会等委員への女性の登用推進要綱」制定 | |
| 平成6年 | ・E S C A P 政府間会議（アジア太平洋経済社会委員会） ・「人権教育のための国連10年行動計画」採択 | ・「子どもの権利条約」批准 ・「男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画推進本部」設置 | | |
| 平成7年 | ・「第4回世界女性会議」開催（北京） ・「北京宣言」及び「行動綱領」採択 | ・「ILO156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）」批准 ・「育児・介護休業法」施行 | | |
| 平成8年 | | ・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 | ・「あいち女性プラン」研究会設置 | |
| 平成9年 | | ・「男女共同参画審議会設置法」施行 ・「男女雇用機会均等法」一部改正 | ・女性問題懇話会「あいち女性プラン」見直しの基本方向について提言 ・「あいち男女共同参画2000年プラン」策定 | |
| 平成10年 | | ・「男女共同参画社会基本法について」答申 | ・「愛知2010計画」策定（分野別計画に男女共同参画を位置付け） ・あいち男女共同参画推進市町村サミット開催 | |
| 平成11年 | | ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 | | |

| 年 | 世界の動き | 国の動き | 愛知県の動き | 津島市の動き |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 平成 12 年 | | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本方策について」、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方-21世紀の最重要課題-」 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・「総務部青少年女性室」から「県民生活部社会活動推進課男女共同参画室」へ名称変更 ・男女共同参画懇話会提言「21世紀初頭の男女共同参画新プランの基本方向について」 | <ul style="list-style-type: none"> ・「津島市人権施策推進本部」設置 |
| 平成 13 年 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画会議」設置 ・内閣府「男女共同参画局」新設 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」一部施行 | <ul style="list-style-type: none"> ・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定 ・男女共同参画懇話会提言「男女共同参画の実現を促進するための県条例の基本方向について」 | <ul style="list-style-type: none"> ・「津島市第3次総合計画」策定 |
| 平成 14 年 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」完全施行 | <ul style="list-style-type: none"> ・「愛知県男女共同参画推進条例」施行 ・「愛知県男女共同参画審議会」発足 | <ul style="list-style-type: none"> ・「津島市男女共同参画プラン」策定 |
| 平成 15 年 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行 | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会の実現に向けて～県民と事業者のそれぞれの取組、県の役割～」答申 ・「男女共同参画フォーラム」開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・「津島市男女共同参画プラン推進協議会」設置 |
| 平成 16 年 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」一部改正法施行 | <ul style="list-style-type: none"> ・「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定 | |
| 平成 17 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会「北京+10」開催（ニューヨーク国連本部） | <ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正法施行 ・女性の再チャレンジ支援策検討会議「女性の再チャレンジプラン」策定 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 | <ul style="list-style-type: none"> ・「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・「津島市男女共同参画に関する市民意識調査」実施 |

| 年 | 世界の動き | 国の動き | 愛知県の動き | 津島市の動き |
|---------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 平成 18 年 | ・第 50 回「国連婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク国連本部） | ・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 | ・「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」改定 | ・津島市男女共同参画推進プラン推進協議会から重点的に取り組むべき事項と施策の提案 |
| 平成 19 年 | ・第 51 回「国連婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク国連本部） | ・「男女雇用機会均等法」改正法施行 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」策定 ・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 | ・「愛知県少子化対策推進条例」施行 | ・「津島市男女共同参画プラン（見直し版）」策定 |
| 平成 20 年 | ・第 52 回「国連婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク国連本部） | ・「DV防止法」改正法施行 ・「仕事と生活の調和推進室」設置 ・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 | ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次）」策定 ・「男女共同参画に関する意識調査」実施 | |
| 平成 21 年 | ・第 53 回「国連婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク国連本部） | ・「次世代育成支援対策推進法」改正法施行 | | ・「津島市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」実施 |
| 平成 22 年 | ・第 54 回国連婦人の地位委員会／「北京+15」記念会合開催（ニューヨーク国連本部） | ・「男女共同参画基本計画（第3次）」閣議決定 | ・「あいち はぐみんプラン」策定 | |
| 平成 23 年 | ・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」発足 | | ・「あいち男女共同参画プラン 2011～2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定 | ・「津島市第4次総合計画」策定 ・「津島市男女共同参画プラン」策定 |
| 平成 24 年 | ・第 56 回「国連婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク国連本部） | | ・「あいち仕事と生活の調和行动計画」策定 | |
| 平成 25 年 | ・第 57 回「国連婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク国連本部） | ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置付け ・「ストーカー規制法」改正法施行 | ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3次）」策定 | |
| 平成 26 年 | ・第 58 回「国連婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク国連本部） | ・「DV防止法」一部改正法施行 | ・「男女共同参画室」を「男女共同参画推進課」へ変更 ・「あいち女性の活躍促進行動宣言」採択 ・「女性の活躍促進監」創設 | ・「津島市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」実施 |

| 年 | 世界の動き | 国の動き | 愛知県の動き | 津島市の動き |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 27 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・第 59 回「国連婦人の地位委員会」、「北京+20」記念会合開催（ニューヨーク国連本部） ・UnWomen 日本事務所開設 ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」一部施行 ・「男女共同参画基本計画（第 4 次）」閣議決定 | <ul style="list-style-type: none"> ・「あいち はぐみん プラン 2015 - 2019」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・「津島市子ども・子育て支援事業計画」策定 |
| 平成 28 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・第 60 回「国連婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク国連本部） | <ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」完全施行 ・「女性活躍加速のための重点方針 2016」策定 ・G7伊勢・志摩 サミット ・「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意 | <ul style="list-style-type: none"> ・「あいち男女共同参画プラン 2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定 ・「あいち農山漁村男女共同参画プラン 2020」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・「津島市人権施策推進プラン（改訂版）」策定 ・「津島市男女共同参画プラン（改訂版）」策定 ・「津島市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」策定 |
| 平成 29 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・第 61 回「国連婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク国連本部） | <ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正法施行 ・「男女雇用機会均等法」改正法施行 ・「ストーカー規制法」改正法施行 ・「女性活躍加速のための重点方針 2017」策定 | | |
| 平成 30 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・第 62 回「国連婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク国連本部） | <ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ・「女性活躍加速のための重点方針 2018」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（4 次）」策定 | |
| 令和元年 (平成 31 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・第 63 回「国連婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク国連本部） ・「第 5 回国際女性会議 WAW!」、「W20 (Women 20) 日本開催」 | <ul style="list-style-type: none"> ・「令和」に改元 ・「女性活躍推進法」改正法施行 ・「女性活躍加速のための重点方針 2019」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画意識に関する調査」、「企業経営と女性活躍に関するアンケート調査」、「働く女性向けヒアリング調査」実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」実施 |

| 年 | 世界の動き | 国の動き | 愛知県の動き | 津島市の動き |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和2年 | <ul style="list-style-type: none"> 第64回「国連婦人の地位委員会」、「北京+25」記念会合開催（ニューヨーク国連本部） | <ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍加速のための重点方針2020」策定 「男女共同参画基本計画（第5次）」閣議決定 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 | <ul style="list-style-type: none"> 「あいち はぐみんプラン 2020 - 2024」策定 | <ul style="list-style-type: none"> 「第2期津島市子ども・子育て支援事業計画」策定 |
| 令和3年 | <ul style="list-style-type: none"> 第65回「国連婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク国連本部） | <ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」策定 | <ul style="list-style-type: none"> 「あいち男女共同参画プラン2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」策定 「あいち農山漁村男女共同参画プラン2025」策定 | <ul style="list-style-type: none"> 「津島市人権施策推進プラン2030」策定 「津島市男女共同参画プラン2030」策定 |
| 令和4年 | <ul style="list-style-type: none"> 第66回「国連婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク国連本部） | <ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍推進法」改正法施行 | | |
| 令和5年 | <ul style="list-style-type: none"> 第67回「国連女性の地位委員会」開催（ニューヨーク国連本部） | <ul style="list-style-type: none"> 「こども基本法」施行 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」施行 「男女共同参画基本計画（第5次）」一部変更 | | |
| 令和6年 | <ul style="list-style-type: none"> 第68回「国連女性の地位委員会」開催（ニューヨーク国連本部） 「北京+30」に関するアジア太平洋閣僚級会合」開催 | <ul style="list-style-type: none"> 「孤独・孤立対策推進法」施行 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」施行 「『北京+30』について」（意見交換会）開催 | | <ul style="list-style-type: none"> 「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」実施 |
| 令和7年 | <ul style="list-style-type: none"> 北京+30 第69回「国連女性の地位委員会」開催（ニューヨーク国連本部） | <ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会基本法」改正法施行 「女性活躍推進法」改正法施行 「DV防止法」改正法施行 「困難女性支援法」改正法施行 「男女共同参画基本計画（第6次）」閣議決定 | <ul style="list-style-type: none"> 「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029」策定 | <ul style="list-style-type: none"> 「第3期津島市子ども・子育て支援事業計画」策定 |
| 令和8年 | | <ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会基本法」改正法施行 | | |

男女共同参画社会基本法

平成 11 年法律第 78 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念

(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点(次項において「男女共同参画センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会

の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規

定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年法律第 31 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (都道府県基本計画等)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及

び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

- 第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通

信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であつて、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他

その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十三条第一

項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについては、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗

告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令

の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 第十二条第一項本文 | 前条の規定による措置を開始した | 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた |
| 第十二条第一項ただし書 | 前条の規定による措置を開始した | 当該掲示を始めた |
| 第十三条 | 書類又は電磁的記録 | 書類 |
| | 記載又は記録 | 記載 |
| | 第百十一条の規定による措置を開始した | 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた |
| 第三十三条の三第一項 | 記載され、又は記録された書面又は電磁的記録 | 記載された書面 |
| | 当該書面又は電磁的記録 | 当該書面 |
| | 又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録 | その他これに類する書面 |
| 第五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項 | 方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法 | 方法 |
| 第六十条第一項 | 最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。) | 調書 |
| 第六十条第三項 | 前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に | 調書の記載について |
| 第六十条第四項 | 第二項の規定によりファイルに記録された電子調書 | 調書 |
| | 当該電子調書 | 当該調書 |
| 第六十条の二第一項 | 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容 | 調書の記載 |
| 第六十条の二第二項 | その旨をファイルに記録して | 調書を作成して |

| | | |
|--------------|----------------------------------------------|---------------|
| 第二百五十五条第三項 | 事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項 | 事項 |
| 第二百五十五条第四項 | 事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項 | 事項 |
| 第二百三十一条の三第二項 | 若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する | 又は送付する |
| 第二百六十一条第四項 | 電子調書 記録しなければ | 調書 記載しなければ |

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るた

めの活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及

び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------|------------------------------------|
| 第二条 | 配偶者 | 第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。) |
| | 、被害者 | 、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。) |
| 第六条第一項 | 配偶者又は配偶者であった者 | 特定関係者又は特定関係者であった者 |
| 第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項 | 配偶者 | 特定関係者 |
| 第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号 | 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 | 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合 |

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年法律第 64 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な

両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

- ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規

定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針

に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異
 - 二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
 - 三 前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 前項第一号及び第二号に掲げる情報
 - 二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。
- （特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その任用する職員の男女の給与の額の差異

- 二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- 三 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)

く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同條に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成30年法律第28号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(以下「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等と

しての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同

項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年法律第52号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)
- 第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

- 第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該

児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえ

ながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和三十二年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和三十四年法律第三百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和三十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二條第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかかけがえない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。
(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に

掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
 - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律

令和5年法律第68号

(目的)

第1条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第3条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第4条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に

関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)

第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生

(以下この項及び第10条第3項において「児童等」という。)の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第7条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第8条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
 - 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
 - 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
 - 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね3年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
 - 7 第3項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。
(学術研究等)
- 第9条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。
(知識の着実な普及等)
- 第10条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の

関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第11条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第12条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第2条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

津島市人権が尊重されるまちづくり条例

平成 30 年条例第 1 号

津島市は、昭和 54 年に策定した津島市総合計画において、都市づくりの基本理念の一つとして、差別をなくし、基本的人権を尊重しつつ、地方自治を確立することを掲げました。以降、人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいます。

人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため、平成 12 年に津島市人権施策推進本部を設置しました。平成 16 年には津島市人権施策推進プランを策定し、市民意識や社会情勢の変化を踏まえながら、必要に応じ見直してきました。

また、これまで多くの人々の努力により、人権が尊重されるまちの実現に向けた取組が行われてきました。国においても、偏見や差別の解消のために様々な立法措置がなされています。

しかしながら、今日もなお、様々な偏見や差別（部落差別、障がい者差別、外国人差別等）が存在し、社会情勢の変化に伴い、新たな人権問題（インターネットによる人権侵害等）も生じ、市民生活を脅かしています。

市、市民及び事業者が人権問題を認識し、互いの役割を理解し合い協働することにより、明るく安心して暮らせる人権が尊重されるまちを実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、市が推進する人権が尊重されるまちの実現に関し、市等の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権が尊重されるまちづくりの推進に関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、あらゆる偏見や差別を解消し、全ての人の人権が尊重されるまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 人権 人が人として幸せに生きていくための何人も侵すことができない権利をいう。
- (2) 市民 市内に在住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

（市等の責務）

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、家庭、地域、学校、職場その他の様々な場において人権が尊重されるよう、人権施策を推進する責務を有する。

2 市の職員は、第 1 条の目的を達成するため、誠実にその職務を遂行しなければならない。

（市民の役割）

第 4 条 市民は、互いの人権を尊重するとともに、人権意識の向上に努めるものとする。

2 市民は、市と共に自らがまちづくりの担い手として、人権が尊重されるまちづくりの推進に努めるものとする。

（事業者の役割）

第 5 条 事業者は、人権意識の向上を図り、市と協力し、人権が尊重されるまちづくりの推進に努めるものとする。

（人権施策に関する基本計画）

第 6 条 市は、あらゆる偏見や差別を解消し、人権が尊重されるまちづくりを推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発に関する事項
- (2) 人権問題に関する情報の収集及び提供に関する事項
- (3) 相談及び支援体制の整備に関する事項
- (4) その他人権が尊重されるまちづくりの推進のために必要な事項

3 市は、基本計画に基づく施策の実施状況について、毎年度公表するものとする。

4 市は、社会情勢の変化や意識調査等の結果により必要が生じたときは、基本計画を見直すものとする。

（人権施策の推進）

第 7 条 市は、人権施策を効果的に推進するため、5 年以内ごとに意識調査等を実施し、市民の人権に対する意識や意見を把握するものとする。

2 市は、人権施策を効果的に推進するため、国、県及び関係機関との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

（審議会の設置）

第 8 条 人権施策に関する事項その他この条例の目的を達成するための必要な事項について審議するため、津島市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、学識経験者、関係団体が推薦した当該団体の代表者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(津島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 津島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 39 年津島市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 51 号を第 52 号とし、第 50 号の次に次の 1 号を加える。

| | | |
|----|-------------|------------|
| 51 | 人権施策推進審議会委員 | 日額 6,700 円 |
|----|-------------|------------|

津島市男女共同参画プラン推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 津島市男女共同参画プランにおける男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、津島市男女共同参画プラン推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 津島市男女共同参画プランの策定及び見直しに関すること。
- (2) 津島市男女共同参画プランの進捗状況の点検・評価に関すること。
- (3) その他男女共同参画の施策に必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 市内の団体及び機関の代表者
- (2) 市内の企業及び事業所の代表者
- (3) 一般公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会に関する庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に委員である者の任期については、改正後の第3条3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

津島市男女共同参画プラン推進協議会名簿

(順不同、敬称略)

| 役職 | 氏名 | 所属団体等 |
|--------|---------|------------------------------------------|
| | 浅井 英昭 | 津島市PTA連合会 |
| 会長 | 伊藤 清子 | 市民公募 |
| | 伊藤 恵子 | 市民公募 |
| | 弥政 典子 | 愛知県赤十字救護奉仕団 (愛知県男女共同参画人材セミナー修了生) |
| | 加藤 大晴 | (社)海部津島青年会議所 |
| | 富田 広美 | 特定非営利活動法人 防災津島の会 |
| | 野田 純子 | 特定非営利活動法人 ママ・ぷらす (愛知県男女共同参画人材セミナー修了生) |
| | 長谷川 よしよ | 津島市人権擁護委員協議会津島地区委員会 |
| 副会長 | 日比野 時久 | 津島市小中学校校長会 |
| | 真野 剛士 | 津島商工会議所青年部 |
| | 山田 秀子 | 津島市民生委員・児童委員協議会 |
| アドバイザー | 松田 照美 | 人材育成コンサルタント |

津島市人権施策推進本部設置要綱

(目的)

第1条 人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため、津島市人権施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人権教育・啓発に関する行動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する行動計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部には本部員を置き、別表1に掲げる構成員をもって充てる。

- (1) 本部の長は、本部長とし、市長をもって充てる。
- (2) 本部に副本部長を置き、副市長をもって充てる。
- (3) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (4) 市長が不在のときは、本部長に副市長をもって充て、副市長が不在のときは、副本部長に津島市部設置条例(昭和63年津島市条例第18号)第1条に規定する室又は部の長をもって充て、その順序は、同条に規定する室又は部の順序とする。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- (1) 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- (2) 幹事会は、市民生活部長が招集し、議長となる。
- (3) 幹事会には、必要に応じて関係課長に出席を求めることができる。

(部会)

第6条 幹事会は、その所掌事務にかかる事項を検討するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部に関する庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関する事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、平成12年8月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年10月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

津島市人権施策推進本部員

| |
|-----------|
| 本部長 |
| 市長 |
| 副市長 |
| 教育長 |
| 総合政策部長 |
| 総務部長 |
| 市民生活部長 |
| 福祉部長 |
| こども健康部長 |
| まちづくり推進部長 |
| 会計管理者 |
| 市民病院事務局長 |
| 上下水道部長 |
| 消防長 |
| 教育委員会事務局長 |
| 議会事務局長 |

別表2 (第5条関係)

津島市人権施策推進本部幹事会員

| | |
|----------|--------------|
| 幹事 | |
| 総合政策部 | 企画政策課長 |
| | 秘書広報課長 |
| | 人事課長 |
| | 危機管理課長 |
| 総務部 | 総務デジタル課長 |
| | 財政課長 |
| 市民生活部 | 市民協働課長 |
| | 市民課長 |
| 福祉部 | 福祉課長 |
| | 高齢介護課長 |
| こども健康部 | 子育て支援課長 |
| | 幼児保育課長 |
| | 健康推進課長 |
| まちづくり推進部 | 都市計画課長 |
| | 都市整備課長 |
| | 観光・プロモーション課長 |
| 市民病院 | 管理課長 |
| 上下水道部 | 管理課長 |
| 消防本部 | 予防課長 |
| 教育委員会 | 学校教育課長 |
| | 社会教育課長 |
| 市議会事務局 | 議事課長 |

策定経過

(1) 津島市男女共同参画プラン推進協議会

| 区 分 | | 内 容 | | |
|-------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 令和6年度 | 第1回 | 日 時 | 令和6年6月24日(月) | |
| | | 場 所 | 津島市役所 2階会議室 | |
| | | 議 題 | (1) 津島市男女共同参画プラン 2030 令和5年度実績報告書(案)及び令和6年度実施計画書(案)について (2) 男女共同参画事業について (3) 人権・男女共同参画に関する市民意識調査について (4) 津島市男女共同参画推進に関する事業所調査について (5) ジェンダーチェック表について (6) 津島市ファミリーシップ宣誓制度の導入について | |
| | | | アンケート調査：令和6年7月3日～7月31日 | |
| | 第2回 | 日 時 | 令和7年1月28日(火) | |
| | | 場 所 | 津島市役所 2階会議室 | |
| 議 題 | | (1) 審議会等(法令・条例・規則・要綱等設置)委員への女性の登用状況について (2) 令和6年度男女共同参画事業の報告について (3) 人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果について (4) 津島市ファミリーシップ宣誓制度の導入について | | |
| 令和7年度 | 第1回 | 日 時 | 令和7年6月19日(木) | |
| | | 場 所 | 津島市役所 2階会議室 | |
| | | 議 題 | (1) 津島市男女共同参画プラン 2030 令和6年度事業実績報告書及び令和7年度実施計画書(案)について (2) 男女共同参画事業について (3) 津島市男女共同参画プラン 2030 改定(案)について | |
| | 第2回 | 日 時 | 令和7年10月2日(木) | |
| | | 場 所 | 津島市役所 2階会議室 | |
| | | 議 題 | (1) 審議会等(法令・条例・規則・要綱等設置)委員への女性の登用状況について (2) 津島市男女共同参画プラン 2030 改訂版(素案)について | |
| | | | パブリックコメント：令和7年10月15日～10月30日 | |
| | 第3回 | 日 時 | 令和8年1月19日(月) | |
| | | 場 所 | 津島市役所 2階会議室 | |
| 議 題 | | (1) 令和7年度男女共同参画事業の報告について (2) 津島市男女共同参画プラン 2030(改訂版)(案)について | | |

(2) 津島市人権施策推進本部、幹事会

①津島市人権施策推進本部幹事会

| 区 分 | | 内 容 | |
|-------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年度 | 日 時 | 令和6年7月11日(木) | |
| | 場 所 | 津島市役所 別棟入札室 | |
| | 議 題 | (1) 津島市人権施策推進プラン2030 令和5年度実績報告書(案)及び令和6年度実施計画書(案)について (2) 津島市男女共同参画プラン2030 令和5年度実績報告書(案)及び令和6年度実施計画書(案)について (3) 津島市ファミリーシップ宣誓制度について | |
| 令和7年度 | 第1回 | 日 時 | 令和7年6月30日(月) |
| | | 場 所 | 津島市役所 別棟入札室 |
| | | 議 題 | (1) 津島市人権施策推進プラン2030 令和6年度実績報告書(案)及び令和7年度実施計画書(案)について (2) 津島市男女共同参画プラン2030 令和6年度実績報告書(案)及び令和7年度実施計画書(案)について (3) 津島市人権施策推進プラン2030改定(案)について (4) 津島市男女共同参画プラン2030改定(案)について |
| | 第2回 | 日 時 | 令和7年12月11日(木) |
| | | 場 所 | 津島市役所 別棟入札室 |
| | | 議 題 | (1) 津島市人権施策推進プラン2030(改訂版)(案)について (2) 津島市男女共同参画プラン2030(改訂版)(案)について |

②津島市人権施策推進本部

| 区 分 | | 内 容 | |
|-------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年度 | 日 時 | 令和6年7月19日(金) | |
| | 場 所 | 津島市役所 市長公室 | |
| | 議 題 | (1) 津島市人権施策推進プラン2030 令和5年度実績報告書(案)及び令和6年度実施計画書(案)について (2) 津島市男女共同参画プラン2030 令和5年度実績報告書(案)及び令和6年度実施計画書(案)について (3) 津島市ファミリーシップ宣誓制度について | |
| 令和7年度 | 第1回 | 日 時 | 令和7年6月30日(月) |
| | | 場 所 | 津島市役所 市長公室 |
| | | 議 題 | (1) 津島市人権施策推進プラン2030 令和6年度実績報告書(案)及び令和7年度実施計画書(案)について (2) 津島市男女共同参画プラン2030 令和6年度実績報告書(案)及び令和7年度実施計画書(案)について (3) 津島市人権施策推進プラン2030改定(案)について (4) 津島市男女共同参画プラン2030改定(案)について |
| | 第2回 | 日 時 | 令和7年12月16日(火) |
| | | 場 所 | 津島市役所 市長公室 |
| | | 議 題 | (1) 津島市人権施策推進プラン2030(改訂版)(案)について (2) 津島市男女共同参画プラン2030(改訂版)(案)について |

津島市男女共同参画プラン 2030（改訂版）

発行年月 令和8年3月

発行 愛知県津島市

編集 津島市 人権推進課

〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地
電話：0567-24-1111（代表）

